平成３０年第１回　飯塚市議会会議録第２号

平成３０年２月２８日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　２月２８日（水曜日）

第１　代表質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）
これより本会議を開きます。
代表質問を行います。発言は代表質問事項一覧表の番号順にて行います。１３番　守光博正議員に発言を許します。１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
公明党市議団を代表いたしまして、平成３０年度の施政方針について、代表質問をさせていただきます。片峯市長におかれましては、昨年の２月に市長に当選されてより、はや１年がたちました。平成２９年度の施政方針の中では、全ては市民のために、背私向公の精神で市政運営に臨まれるとの強い決意を表明されたと記憶しております。国の取り組みである一億総活躍社会の実現、経済再生、働き方改革を踏まえつつ、本市にとりましても大きな課題である少子高齢化及び人口減少で増大する社会保障費への対策が喫緊に迫っております。そのような中、片峯市長は本年を「チャレンジ元年～未来に向けた挑戦の年」と銘打ち、本市の課題に目を背けることなく真正面から受け止め、さまざまな課題の解決のために全力で取り組みを進めていかれることと思います。そこでまず初めにお聞きしたいのは、施政方針の中で言われております「チャレンジ元年～未来に向けた挑戦の年」について、片峯市長の思い、また、決意をお聞かせいただきたいと思います。
○議長（藤浦誠一）
市長。
○市長（片峯　誠）
私は本年を「未来に向けた挑戦の年」と、今ご指摘がありましたとおり位置づけておりますが、これからの飯塚市を考えたとき、人口減少対策にしっかりと取り組みつつも、人口増加を目指した施策を展開する必要があるとの思いを持っております。これは、人口増を図り、それによって税収増を図りたいとも考え、それをもとにして、より市民サービスを向上させることができる。そんなまちにしたいとの思いからであります。そのためには、未来に向けた総合的な取り組みが必要であると考えておりますので、これまで本市が進めてきました情報産業都市、国際都市、文化学園都市、そして教育先進地域の都市としてのその下地を最大限に活用しつつ、国、県、そして民間活力との連携を一層強化し、地域住民の皆様との協働のもと、市民の皆様に共感いただいた上で、市外の方の信頼も得ながら、飯塚市内外に住む場所、働く場所、子どもを育てる場所として選んでいただけるような取り組みを進めることが必要だと考えています。

そのような取り組みにチャレンジすることで、飯塚市の価値をこれまで以上に高めていきたいという思いでございます。本年はその土台となる取り組みをぜひ進めていきたいと考えておりますので、質問者、そして議員各位のご協力もぜひお願いしたいと思っている次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

市長のご答弁で、人口減少対策にしっかりと取り組みつつも、人口増加を目指した施策を展開する必要があり、本年がその土台となる取り組みを進めていくと言われましたので、今後、飯塚市の明るい未来を勝ち取るための挑戦の年としていただきたいとお願いいたします。

では次に、同じく前文の中で、効果的な移住や定住につながる施策を検討するとありますが、具体的にはどのようなことに取り組まれるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

これからの移住、定住を促進するためには、地域の活性化を図り、本市の魅力を積極的に発信することが重要だと考えております。本市は今までにも移住、定住施策としてＪＲ篠栗線の電化、国道２００号線や２０１号線の整備などの交通インフラの整備、また、子ども医療や子育て環境の充実、小中学校における学力向上、企業誘致、新産業の創出、マイホーム購入補助などに取り組んでまいりました。本年度におきましては、飯塚市の魅力を発信するためにＳＮＳの活用を始めており、また、現在、ＰＲ用ＤＶＤの作成を行っているところでございます。このように、本市においても多様な移住、定住施策を行っておりますので、その成果、効果を検証するとともに、効果的な移住や定住につながる新たな施策を計画的に検討してまいります。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

今言われたさまざまな取り組みをまだまだ検討する余地があると思いますので、さらなる努力をお願いいたします。

では次に、人権問題について、中でも国の法整備に伴う本市の条例の整備について、お聞きをしたいと思います。国におきましては、平成２８年４月に障害者差別解消法、６月にはヘイトスピーチ解消法、１２月には部落差別解消推進法及び個別の差別解消に向けた法整備が進められていますが、本市といたしましては、この法律の施行後から現在までにどのような取り組みをされてこられたのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

ご質問の人権関連三法制定後の市の取り組みでございますが、本市におきましてはその法の周知にまず努めております。具体的にでございますけれども、法施行後、市のホームページに掲載しますことはもとより、市内１２地区公民館におきまして、法律についての啓発パネル、これを展示するとともに、７月には市報への掲載及び１２月発行の広報紙人権いいづか、これに掲載しまして、その周知啓発に努めております。また、昨年６月には自治会から推薦をいただいております人権同和推進員に対しまして、法律についての研修を実施いたしております。市内部におきましても、市職員の研修につきまして、平成２８年度から２９年度にかけまして全職員を対象にした研修会を、また、各課に配置しております人権同和推進員等につきましても研修を実施し、法律の周知を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　今のご答弁で広報紙人権いいづかへの掲載及び周知啓発、また、人権同和推進員と全職員に研修等で法律の周知を行ったとのことでありますが、今後、さらに周知徹底をお願いしたいと思います。では、施政方針の中で、本市も法の趣旨に沿った関係条例の整備を行うということですが、現状をお聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　条例の整備でございますけれども、質問者が言われます部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法等の差別解消を目的とした法令の施行に伴いまして、部落差別を初め、障がい者、外国人への差別等、あらゆる差別の解消の推進に向けた市の方針を明確にするため、今回関連の条例整備を上程させていただいております。内容につきましては、相談体制の整備、教育及び啓発活動の充実、実態調査の実施など、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりに努めていく所存でございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　今のご答弁で言われたとおり、今３月議会に議案として上程されておりますので、採決されましたら４月１日より施行されます。ただ法の整備は整ったとしましても、その後の取り組み及び中身が大事だと考えます。特に、教育また啓発が今後非常に重要であると考えますので、その取り組みに対しましても充実をしていただきますよう要望しておきます。
　では次に、市政情報の発信についてお聞きします。平成２９年の施政方針に引き続き、広報紙、公式ホームページやＳＮＳを活用して幅広い年齢層に本市の情報発信をしていくとのことでありますが、現在までに、主にＳＮＳの情報発信等に対する反応及びこれまでの効果について、どのようにこれまで分析されておられるのか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
　総務部長。
○総務部長（安永明人）
　２月２０日現在の公式ＳＮＳのフォロワー数の数字を少し申し上げますと、フェイスブックでは４１６人、ツイッターが２４２人、インスタグラムが２３７人という状況でございます。この中で最もフォロワー数が多いフェイスブックにて投稿した内容に対する反応を分析しておりますけれども、その中でも反響が大きかったものといたしましては、第９６回飯塚納涼花火大会、それからふるさと応援大使藤田可菜さんと片峯市長との対談、八木山バイパス交通状況の画像配信、ライジングゼファー福岡ホームゲームの開催、平成２９年度飯塚市職員採用試験の募集などとなっておりまして、大型イベントや生活に直結した情報などは関心が高いような傾向が出ているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　今、ご答弁で公式ＳＮＳのフォロワー数をお聞きして、正直まだまだ少ないなと感じております。もっとあるのかなと思っていましたけれども。ちなみに私も日々フェイスブックを更新して情報発信をしておりますけれども、個人の私でも今現在１１７名フォローはしていただい

ておりますので、そこからするとかなり、飯塚市は人口約１３万人おられますので、もう少し効果的な情報発信の検討をされることをお願いしたいと思います。

そこで次に、昨年の１０月に私は議会だよりの編集委員会の委員として、新成人の方と、代表と懇談をさせていただきましたときに、新成人の方から、もっとわかりやすく情報発信をしていただきたいというか、飯塚市がフェイスブックとかいろいろなことをされていることすらあまり御存じではなかったと思います。私も飯塚市のフェイスブックを見ようとしたらログインしなくてはいけないんですよね。そういった手間がかかったりとかすることもありまして、今の若い人たちにはなかなか受け入れられないのかなということもありますので、ＳＮＳを最も活用しているのはまさに若い世代だと思いますし、ネット世代である若い方々の意見を聞けるような例えば、今の情報発信の担当課の方たちとの交流の意味も含めた意見交換、そこでいろいろさまざまなご意見をいただける場をつくれないかと思いますけれども、検討するお考えはありますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

議員ご指摘のとおり、ＳＮＳを多用されるのはやはり１０代から４０代までの比較的若い方が主になるというふうなことを考えております。昨年４月に近畿大学、それから九州工業大学と包括連携協定を締結しておりますけれども、こうしたことで大学生を初めとする若い方のご意見をお聞きし、また、その提案等も実現できるような方策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

ぜひご検討のほうをよろしくお願いいたします。

では次に、公共施設等についてですが、本市の現状と課題についてお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

本市は平成１８年の市町村合併に伴い、多くの公共施設を所有しております。人口１人当たり延べ床面積は、類似団体の平均値の２倍近くになっており、建築後３０年以上経過した公共施設等の延べ床面積は全体の約６割に及んでいます。今後の人口減少や厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、現在の公共施設を所有し続けることは非常に困難な状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

ご答弁で現在の公共施設を所有し続けることは非常に困難とのことですが、そのような課題克服のための計画として、本市では飯塚市公共施設等のあり方に関する第３次実施計画が作成されたと思いますが、では、この計画はどのようなものなのかお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

公共施設等は、将来のまちづくりを考えていく上において必要不可欠なものです。しかしながら、市の現状や課題を踏まえ、安全安心で持続可能な市政運営を進めていくためには、全市的、総合的な視点から、効率的、効果的な公共施設等の運営、維持管理、その適正な規模や配置について検討を行っていく必要があります。国が示します「新しく造る」ことから、「賢く

使う」ことを念頭に、公共施設等の総量について縮減目標を定めて縮減を行います。一方で、公共施設等の減少が市民サービスの低下を招かぬよう、公共施設等の役割、機能に応じた効率的で効果的な配置を進めてまいります。その他、運営方法や施設の長寿命化、適正な維持管理等の方針を定め、最適化を推進する計画となっております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

国が示します「新しく造る」ことから「賢く使う」ことを念頭に置かれて、最終的には最適化の推進が必要とのことでありますが、実際にどのような基準や、また手段で最適化を今後図っていかれるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

総量の最適化で申しますと、利用が少ない施設や老朽化した施設は廃止もしくは類似施設との統合や複合化を原則としております。新しい機能を持つ公共施設等が必要となった場合は、原則としては、新たに建設はせずに既存の公共施設等や民間施設等にその機能を持たせて活用するものとしております。また、施設等の更新、統廃合により建てかえを行う場合は、更新、統廃合前の施設等の延べ床面積から人口の将来推計及び稼働状況を勘案し、原則として縮減して整備することといたしております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

では最後に、公共施設の有効利活用については今後どのように図っていかれるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

今後、存続するとしております施設等については、その施設等に空きスペース等がある場合においては、地域コミュニティの促進やＮＰＯ法人を初めとする民間等の活力向上を図るなど、まちづくりと連携した有効利活用を検討し、利用の促進を図ってまいります。また、公共施設等の有効利活用を検討するに当たっては、利用者の利便性向上と施設の利用促進の検討も必要であり、近隣自治体との広域的な連携を推進し、公共施設等の相互利活用についても検討をしてまいります。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

ご答弁で言われるように、地域、また、民間、まちづくり及び近隣自治体ともよく連携を図っていただき、古くなって使わなくなったから、またそのまま放置したりするよりも、やはり先ほど言われますように、住民の方、また、さまざまな方からのご意見等に真摯に耳を傾けて、飯塚市の公共施設等の今後、有効利活用及び最適化がさらに推進されるよう要望して、この質問を終わります。

では次に、健幸都市づくりの推進について、少しお聞きします。これまで私は健幸都市づくりのことについて、健幸ポイントやピロリ菌除菌について何度も質問し、市長にも提案をしてきました。残念ながらこれまでその思いは届かぬままでありますが、今後も機会があれば質問を続けていきたいと思います。では、生活習慣病予防等の健幸づくりを推進するために健康増

進計画を策定すると言われておりますが、この計画はどのようなものなのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　ご質問の健康増進計画でございますけれども、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定め、国民の栄養の改善、その他、国民の健康の増進を図ることを目的として定められております健康増進法、これにおきまして、第７条で、国においては国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）を定めるものと明記されております。その８条におきまして、都道府県はその基本方針を勘案して、都道府県健康増進計画を定める。市町村においては、基本方針及び都道府県健康増進基本計画を勘案して、市町村健康増進計画を定めるように努めるものとするとされております。本計画でございますけれども、国における先ほどの基本指針でございますけれども、２１世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本２１及び国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針、先ほどの基本指針でございます。また、県におけます健康増進計画でございます福岡県健康づくり基本指針（いきいき健康ふくおか２１）、これを基本としまして、市民の健康の増進の推進に関する施策について計画を作成しようとするものでございます。具体的な内容でございますけれども、運動習慣、歯及び口腔の健康、禁煙や適正飲酒の推進、心の健康づくりといった生活習慣の改善、疾病予防、食育の推進などを定めるものでございまして、市の健康や食に関する現状分析や課題の抽出を行い、課題解消のための施策目標及びその事業を定めまして、進捗管理を行っていこうとするものでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　具体的にありがとうございました。では、この健康増進計画はいつから作成されるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　平成３０年度予算に計上をさせていただいておりますけれども、平成３０年度に計画を策定しまして、計画の期間としましては翌年の平成３１年度から３５年度までの５年間を予定いたしております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　答弁でこの計画は３０年度に策定をされて、その翌年から５年間がその計画期間ということはわかりました。では、本市が目指す健幸都市づくりにおいて、一人一人が健康でいつも生きがいを持ち、豊かな生活を営むことが目標ですが、その結果として飯塚市の医療費の削減も大きなテーマの一つであると私は考えております。その中で、特に予防という観点は重要だと思います。死亡原因の第１位は皆さんも御存じのとおりがんでありますが、その治療費も現在は大きなものとなっております。がん対策には予防が大事であり、また、早期発見が最も重要であり、そのためにも多くの方々にがん検診を受けていただきたいと私自身いつも考えております。私は以前、公共施設及び医療機関以外での検診を提案させていただき、穂波イオンで実施をしていただきましたが、その後の取り組みについてお聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）
　イオンなどでの検診についてのご質問でございますけれども、平成２８年度におきましては穂波イオンにおいてがん検診を実施いたしておりましたが、２月ということで寒かったという利用者のご意見をいただきましたので、本年度は時期を変えまして実施を予定いたしておりましたが、イオンとの開催時期の調整ができずに、同じく２月しか中央催事場が使えないということになりました。そのため本年度は健診をやめまして、がん検診の啓発とともに、血管年齢測定や骨密度測定などの健康チェック、野菜を中心とした献立の食育の試食や健康体操などの健康フェアを開催したところでございます。今後につきましてもがん検診の啓発をするとともに、受診をしやすい環境整備を図っていきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　ことしは調整ができずに健康フェアを開催されたとのことですが、引き続きイオンとの調整はしていただきながら、ほかにも人が多く集まる民間等の施設へのお願い等もご検討のほどよろしくお願いいたします。
　次に、保健事業についてお聞きします。ジェネリック医薬品につきましては、先発医薬品、新薬の特許が切れた後に製造販売される、先発医薬品と同じ有効成分と同量を含んでおり先発医薬品と同等の効き目があると認められた医薬品ということですが、その医薬品に比べて薬の値段が５割程度、中にはそれ以上安くなるものもあると言われております。このため、一人一人の自己負担や国民医療費の抑制にもつながるものとして、国はこの医薬品の使用促進に力を入れており、平成３２年９月までにジェネリック医薬品の使用割合を８０％とする目標を示しておられます。本市におきましても、医療費適正化の１つの事業としてこの医薬品の普及啓発に努めておられると思いますけれども、現在と今後の課題等についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　市民環境部長。
○市民環境部長（中村雅彦）
　ジェネリック医薬品の普及啓発に関しましては、現在服用している薬をジェネリック医薬品に変更することで抑制できる薬剤費を示した差額通知を毎月発送しております。また、保険証とジェネリック医薬品希望カードを一体化し、利用しやすいようにしたり、市のホームページや市報への掲載とあわせ、各種発送物に啓発チラシを同封するなど、普及啓発に取り組んでいるところです。現状としまして、本市の使用割合ですが、個々について申し上げますと平成２７年度は平均で約５８％、２８年度は同じく約６７．２％と伸びてきてはおりますが、現時点では国の目標である８０％には至っておりません。課題としまして、普及が進まない１つの要因ですが、被保険者からは、かかりつけの医療機関では取り扱われていないとか、医師からジェネリック医薬品は進められていない。あるいは、薬のことはよくわかっているから使用しないなどといった声も寄せられており、まだまだジェネリック医薬品に対する理解が深まっていないのではないかというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　薬剤に関することでありますので、専門的な知識のない私たちが幾ら使ってくださいと言っても説得力はないのではないかと思います。やはり、専門の医師であったり薬剤師からジェネリック医薬品の効能や安全性をよく説明してもらうことで利用者の理解も深まり、普及につながるのではないかと思います。ジェネリック医薬品が普及することで市民の負担も減りますし、

医療費の削減という大きな効果が期待できます。そういった意味からもさらに踏み込んだ取り組みが必要だと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　市民環境部長。
○市民環境部長（中村雅彦）
　質問議員が言われますように、ジェネリック医薬品の普及促進には医療機関や薬局等の協力が不可欠であるというふうに考えております。これまでも医師会に対しましては、文書等で協力のお願いはしておりましたが、今後は医師会や薬剤師会の理事会や総会等の場をお借りしまして、直接本市の現状をお知らせするとともに、より一層のご理解とご協力をいただけるよう働きかけていきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　進まない原因が、先ほど言われましたように医師からのジェネリック医薬品は勧められないとか、あるいは薬のことをよく知っているから使用しない。ちゃんとした説明がなかなかなされていないというのが原因でありますし、今、ご答弁で今後は医師会とまたそういった場を努力してつくっていかれるとのことですので、今後しっかりそういった部分も含めてご検討のほうをよろしくお願いいたします。
　次に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてお聞きします。まず、認知症施策についてお尋ねをいたします。昨年４月に国が新オレンジプランの改訂版を出しており、「～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」として７つの柱に沿った具体的な施策について示されておりますが、本市としても国の示すプランに沿った認知症施策を推進していく必要があると思います。現在もさまざまな認知症施策の取り組みを行っていることと思われますが、その中でも主な施策の現状や取り組みについてお聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　ただいま質問議員が言われましたとおり、新オレンジプランの改訂版には認知症高齢者等に優しい地域づくりの推進のために、７つの柱に沿った取り組みが示されておりますが、主な施策といたしましては、まず１本目の柱である認知症への理解を深めるための普及啓発の推進でございます。全ての認知症施策を推進するに当たっては、認知症の方にとって一番身近な存在である市民の方に認知症を理解していただくことが非常に重要であると考えております。本市では平成２１年度より認知症サポーター養成講座を行っており、年間３名の養成を目標としており、実績につきましては本年１月末時点で約９５００名の認知症サポーターを養成しております。また、将来を担う若い世代の方たちに少しでも認知症の正しい知識と関心を持っていただくことが今後の超高齢社会に向けて非常に重要であると考えておりますので、今年度は特に小中学生を対象としての取り組みを行うことを目標とし、市内の各学校において若いサポーターの養成にも努めております。
　次に、２本目の柱として認知症の様態に応じた適時適切な医療介護等の提供では、認知症の発症予防の推進として、認知症予防教室を初め、さまざまな介護予防事業を実施しております。また、認知症の早期発見、早期対応の体制を構築するために、認知症初期集中支援事業の飯塚医師会への業務委託や認知症医療の専門医療機関である認知症医療センターを中心とした医療機関との連携の構築に取り組んでおります。
　次に、４本目の柱であります認知症の人の介護者への支援といたしましては、認知症の方だけでなく、認知症の方の介護や見守りを行っている方も集い、地域の人と相互に情報を共有し、

お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進するなど、認知症の人と介護者の負担軽減を図る取り組みを進めております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　答弁の中で早期診断、早期対応を目的とした認知症初期集中支援事業を実施されているとありましたが、認知症と思われる方への早期診断、早期対応については、認知症の方が将来的にも安心した生活を送るために非常に私も重要であると考えております。そこで、その事業において認知症初期集中支援チームというものがありますが、その概要についてお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　認知症初期集中支援チームとは、認知症専門医、看護師、精神保健福祉士等、複数の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整、家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行うチームでございます。また、活動の流れといたしましては、まず対象者の情報収集から始まり、アセスメント（評価）、初回の家庭訪問、チーム員会議の開催など、最長６カ月間の初期集中支援の実施を行い、ケースごとに設定された一定の目的に達した時点で終了とはなりますが、終了後も継続して経過観察を行ってまいります。現在、本事業につきましては、先ほどの答弁でも述べましたとおり、飯塚医師会に業務を委託いたしまして実施しているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　この認知症対策につきましては、本当にこれから高齢化社会が進む中で非常に重要な取り組みだと考えておりますので、さらに充実するように努力のほどよろしくお願いいたします。
　それでは次に、介護予防事業についてお尋ねをいたします。介護予防を行うことは高齢者の方が要介護状態等になることへの一歩手前、予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため、また、少しでも健康寿命を延ばすために非常に有効であると考えております。第７期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を見ましても、さまざまな介護予防教室等に取り組まれてありますが、その中でも最近耳にすることの多いフレイル予防事業についての取り組みについて、お尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　フレイル予防事業につきましては、昨年度、筑豊地区介護予防支援センターである飯塚病院での取り組みから始まり、今年度から本市が実施主体となり、飯塚病院の協力を得ながら取り組んでいる事業でございます。フレイルとは、高齢になって筋力や活力が衰えた状態を意味しておりまして、フレイル状態を経て要介護等の状態になる高齢者の増加が十分予想されるため、フレイル状態に早期に気づき、予防に取り組むことが重要でございます。また、フレイル予防とは、健康長寿のための３つの柱を社会参加、栄養、身体活動とし、みずからの虚弱度に気づくことができ、意識変容や行動変容のきっかけづくりとするために非常に有効とされるフレイルチェックという簡単な測定を行い、介護予防に取り組むことで早期の段階で虚弱になることを予防し、健康寿命の延伸につながるものでございます。今年度のフレイル予防事業の取り組み状況を申しますと、市民フレイルサポーター養成講座を２回開催し、３８名のサポーターを

養成しております。また、その２回のサポーター養成講座の開催時と市内６地区においてフレイルチェックを実施し、参加者が全体で１２９名ありました。そのほか今月１６日にはフレイルの研究をされております東京大学の飯島勝矢教授にお越しいただき、フレイル予防についての市民向け介護予防講演会を開催し、約８０名の方に参加いただきました。今後につきましても、このフレイル予防事業は健康寿命の延伸につながる介護予防ということのみならず、市民フレイルサポーターなど高齢者の方々自体が活躍できる場を広げ、生きがいづくりにつながる介護予防として大変有効であると考えておりますことから、地域住民の方や関係機関等と連携を図りながら、本事業の取り組みを推進してまいります。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

特にこの予防ということで、このフレイルチェックという耳慣れない言葉なんですけれども、これをもっとやることに、こういった３つの柱を中心にやることによって健康で本当に長生きできる、そういうふうにつながっていくのではないかと思いますので、まだまだ始まったばかりですので、今後しっかりとこの取り組みを推進していっていただきたいと思います。

次に、子育て支援の推進の中の子ども医療費に関しまして、これは今議会の一般質問で同僚議員が詳しくお尋ねすることとなっておりますので、ここでは１点だけお尋ねしたいと思います。昨年の１２月議会におきまして、市長は定住自立圏構想に基づく中心都市宣言の中で、本市は嘉飯圏域からの人口流出を抑制し、地域の活力を維持し続けていくため、歴史的、地理的に結びつきの深い嘉麻市、桂川町とさらなる連携を強化し、定住自立圏構想に基づく嘉飯圏域定住自立圏の形成を目指し、中心市として多様な都市機能の充実に努めるとともに、将来にわたり圏域の地域住民が安心し暮らし続けていくことができる地域づくりとその魅力向上に取り組んでいくと宣言をされました。そこで、子ども医療費助成制度についてですが、現状では２市１町で対象年齢や自己負担額など助成内容が異なっております。特に嘉麻市では、これは以前一般質問もさせていただきましたけれども、外来、入院診療ともに対象年齢は中学３年生まで自己負担はなしとされております。今後、嘉飯圏域定住自立圏の形成を目指す中心市として、嘉麻市、桂川町と連携をとり、ぜひこの子ども医療費助成制度を嘉麻市の制度に合わせていただければと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

確かに２市１町は同じ生活圏、同じ医療圏でもありますので、基本的には自己負担額や対象年齢に格差がないというのが理想的であるというふうには考えております。ただ、限られた財源の中で安定的な制度運営を行う必要があるという判断のもと、本市では未就学児については、外来、入院診療ともこれまでどおり自己負担なしとする一方、小学生の外来診療に係る自己負担額の上限については県に合わせ見直しをしております。また、対象年齢につきましては、外来診療では小学校６年生まで、医療費の負担がより重い入院診療では１８歳到達の年度末までとし、嘉麻市の中学校３年生までよりも対象年齢を拡大しているところです。仮に対象年齢を現行のまま１８歳到達の年度末までとし、嘉麻市のように自己負担なしというふうにすれば、試算上、約８千万円近い財源が必要になります。また、対象年齢を何歳に合わせるかということも非常に難しい問題でございます。子ども医療費助成制度につきましては、あくまでも子育て支援施策の１つでありますし、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度にするということが何よりも重要ではないかというふうに考えております。また、義務教育終了までを対象に都道府県や市町村単位でない国としての医療費無料化制度を創設することや、県においては国の制度創設まで県の責任として、助成対象の拡大と市町村の負担軽減を図るよう、常々、

市長会等を通じて要望しており、今後、国や県の動向を注視しながら適切な時期に検討していきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　昨年の１２月議会では、先ほども言いましたけれども中心都市宣言をされた本市でありますので、嘉麻市、桂川町が何か先に始めるのを見てその後決めるのではなくて、常にその中心都市である我が飯塚市が先頭を切って、また、その役割を果たしていくためにも、ぜひこの中学３年生までの子ども医療費の無料化を再度検討していただきたいことを要望しますし、同僚議員のほうにまたこれはバトンタッチしていきたいと思います。
　では次に、障がい者福祉についてお聞きしたいと思います。第３期飯塚市障がい者計画の基本目標の１つでもある「障がい者の自立と社会参加の促進」に応じた取り組みについて、施策は検討され、現状はどのようになっておるのか、また、課題はどのようなことがあるのか。まずは、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、お聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　平成２４年度に施行されました国の法制度改正以降、利用者数の継続的な増加傾向が見られますサービスですが、平成２８年度においても同じように増加しております。障害者手帳を所持する児童に限らず、手帳を取得しなくても発達に何らかの課題を抱えておられたり、障がいの可能性があると考えられる児童に対する早期治療の提供という面で重要な機能を果たすサービスとなっております。今後とも、行政、サービス事業者、相談支援事業者が連携して利用者のニーズに適切に対応した、障がい児支援利用計画に基づく支給決定やサービス利用を進めてまいりたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　次に、昨年７月から穂波庁舎に開設されました２市１町の障がい者施設基幹相談支援センターについて、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　基幹相談支援センターにつきましては、生活支援の質の向上を目指すために指導的な役割を果たす機関、専門性の高い相談支援や困難な事案への対応を重点的に取り扱う相談支援機関の設置が求められていることなどから、障がい者、障がい児のワンストップ相談窓口、相談支援事業所等の中核的な役割を担う機関として、嘉麻市、桂川町とともに共同で開設するに至った次第でございます。現在、総合相談、専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着などの支援及び自立支援協議会の運営を行っております。開所して約８カ月が経過いたしましたが、今後は本センターの周知に努め、本センターを中心とした飯塚圏域の相談支援体制の連携業務の実施や相談支援事業所等への研修会の実施、自立支援協議会における専門部会等の運営による課題解決への取り組み等を行い、センター機能のさらなる充実強化に努めたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）

では次に、地域活動支援センターの運営についてお伺いをいたします。現在、本市と嘉麻市、桂川町の２市１町では、共同設置して市内のＮＰＯ法人に事業を委託しておられますが、実情はどのようになっておるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
庄内地区、赤坂にあります地域活動支援センターｉｚｕｍｉにつきましては、現在、ＮＰＯ法人嘉飯山ネットＢＡＳＡＲＡに運営を委託して、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業として実施しております。平成２８年度における２市１町圏域での年間延べ利用者数は４３５７人、１日平均利用人数は１７．２５人となっております。前年度と比べてほぼ横ばいとなっております。何らかの日中活動の場を必要としていながら、一般就労や日中活動系の障がい福祉サービスの利用になじまない障がい者の方の多様なニーズの受け皿として活用されております。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
では、現在の地域活動支援センターは旧赤坂児童館の施設を利用しているということでありますけれども、施設の耐用年数の経過などにより、今後の運営に、先ほども言われましたけれど、かなり古いので支障はないのかお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
地域活動支援センターは建築後４５年以上が経過いたしておりまして、建物の老朽化が進んでおりますことから、安心して施設を利用していただくことが難しくなってきている状態でございます。また、このことにつきましては、運営委託先と嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会の連名で、移転に関する要望書が２市１町に提出されているところでございまして、本市といたしましては共同設置する市町担当課で課題共有を行い、現在検討を行っているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
老朽化した施設の利用が期待できないのであれば、早急に代替施設等の検討を行ってもらいたいと思っております。さきに言いました公共施設等の有効な利活用という中で、本当に本市におきましてもまだまだ余っていると言ったらあれなんですけども、使われていない、古くなった、そういうところがありますので、そういった分も含めてぜひ市長のほうには検討していただきたいと思います。
○議長（藤浦誠一）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
ご質問の件ですが、本市といたしましても安心して利用していただくことができるよう、代替施設等の検討を２市１町関係市町と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
では最後に、就労支援の推進、福祉的就労の場の確保について現状をお伺いしたいと思いま

すし、また、今後の課題等があればお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　就労移行支援事業の利用者数は平成２８年度において４７人で、対前年度比で１９％の減となりましたが、就労継続支援Ａ型及びＢ型事業所の利用者数は、それぞれ４８人、対前年度比１９２％増、２３９人、対前年比１０４％増と伸び率が大きくなっております。より多くの障がい者の方が一般就労を目標とする、あるいは一般就労に近い形態で働くことによって自立促進が図られているものと考えております。今後の課題といたしましては、就労先の確保や障がい者の方が就労するために必要な技術や能力等を身につけるためにさらなる支援が必要となりますので、障がい者ご本人や家族に対する制度の周知、ハローワークや各就労支援事業所等の関係機関との連携をさらに進めてまいりたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　とても重要な策だと思っておりますし、障がい者の皆さんが安心して利用できる施設をしっかりとまた考えていただきたいことを要望しておきます。
　では次に、農業の振興について、中でも有害鳥獣対策についてお聞きしたいと思います。農家の方が時間をかけ、丹精込めてつくった農作物をようやく収穫という時期に被害に遭い、生産意欲が低下する上に、農産物の価格が低迷している中、このままでは耕作放棄をせざるを得ない状況もあるのではないかと私自身心配をしております。有害鳥獣被害による被害額等の被害状況についてお伺いいたします。
○議長（藤浦誠一）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　有害鳥獣に関するご質問でございますが、まずイノシシ、シカの農作物への被害状況につきましては、筑豊農業共済組合に被害補償の申請がございました平成２８年度の被害面積と金額で申し上げますと、イノシシ被害が、水稲の被害面積で１０．５４ヘクタール、被害額が１１１７万５千円。豆類で被害面積が１．８２ヘクタール、被害額が６５万１千円。合計で被害面積１２．３６ヘクタール、被害金額が１１８２万６千円となっております。
　次に、シカの被害でございますが、水稲被害面積は０．１８ヘクタール、被害額が１９万円、豆類で被害面積１．４８ヘクタール、被害額が５２万９千円。合わせまして、被害面積１．６６ヘクタールの被害金額が７１万９千円となっているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　では、有害鳥獣対策については、これまで銃器による駆除、箱罠による捕獲、防護柵設置による被害防止を講じてこられたと思いますけれども、対策に対してどのような、現在までに効果があったのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　まず、対策といたしましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金、これを活用いたしまして、飯塚市、嘉麻市、桂川町、各市町の猟友会、ＪＡ、森林組合等で構成いたしております嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会におきまして、駆除及び防護柵設置事業を実施してきたところで

ございます。協議会による駆除活動におきまして、飯塚市内では平成２７年度にイノシシで７７７頭、シカ２４８等、合わせまして１０２５頭を駆除し、２８年度ではイノシシ９９９戸、シカ２７７頭を駆除いたしております。また、防護柵の設置につきましては、平成２２年から２８年度までの７年間に、飯塚市内で２９万５千メートル、２９５キロメートルの設置をいたしておるところでございます。年間で約４２キロメートルということになります。このような対策を講じるに当たりまして、捕獲、駆除につきましては１頭当たり８千円の補助を協議会から行っておりまして、加えまして、４月から１０月までの有害鳥獣駆除期間には、市から７千円の補助を交付いたしております。このような実績によりまして、根絶するということは不可能でございますけれども、被害の拡大を抑制することには一定の効果が上がっているものというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

有害鳥獣被害防止対策には、今後、手を緩めることなく粘り強い対応が必要であり、これまでの対策に加えて新たな創意工夫を講じていくことも必要と考えております。今後の対策、展望についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

鳥獣被害が深刻化、広域化しております背景としましては、農山村の過疎化、高齢化の進行によります耕作放棄地の増加、狩猟者の減少や高齢化による捕獲力の低下、里山、森林の管理不足などに伴います野生鳥獣の生息環境の変化などが考えられるところでございます。また、鳥獣被害は質問議員もお話がございましたとおり、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地を増加させる一因となっておりますが、耕作放棄地の増加がさらなる鳥獣被害を招くという悪循環を生じさせているところでございまして、被害額として数字に表れる以上に農村の暮らしにさまざまな影響を及ぼしていると考えられるところでございます。このため、飯塚市としましては、先ほども申し上げました嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会で策定いたしております鳥獣被害防止計画、これに基づきまして防護柵の整備や捕獲活動を継続するとともに、農家、猟友会及び関係団体と連携いたしまして、耕作放棄地の解消、森林の適正管理を推進してまいりますとともに、その活動の中心を担う地域リーダーや駆除員等の人材育成にも引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

なかなかこの問題は難しいと思います。先ほどの答弁の中に耕作放棄地というのがありましたけれども、大きなこれも原因の１つだと思われます。山からイノシシ等が出てくるときに隠れる場所というか、人に見つかったときに隠れる場所としてはそういう場所が多くあれば、そのイノシシたちも安心して町に出てこられるのではないかなと。いざとなったら逃げる、隠れるという、そういうことがあります。ちょっと調べたところによりますと玖珠町の取り組みといたしまして、ヤギの活用をされて、このヤギというのは何でも食べるそうなんですよね。そういう耕作放棄地にヤギを放牧します。逃げないようにちゃんとしなくてはいけないんですけれども、１、２カ月するとそこがきれいになっているという実績もありますので、そういったことも踏まえて、今後、新しい創意工夫という部分では一度玖珠町にお聞きしていただいて、飯塚市のこの対策に役立てていただければと思います。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前１１時０２分　休憩

午前１１時１４分　再開

本会議を再開いたします。１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
ではもう１点、森林法改正の現状と課題についてお聞きします。森林法の一部が改正された理由、及び、そのことに対する本市の対応はどのようになっておるのか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
まず、森林法の改正の理由といたしましては、最近におけます森林及び林業をめぐる状況を踏まえまして、森林資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化を実現するため、造林、保育、伐採などの適切な森林施業を通じまして、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保、及び、森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講じるため森林法の一部改正がされ、昨年、平成２９年４月１日より施行されております。その主な改正内容といたしましては、地域森林計画、国有林の地域別森林計画及び市町村森林整備計画、森林経営計画におきまして、鳥獣害防止森林区域、鳥獣害の防止に関する事項などを計画事項とすること。また、森林所有者等は伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこと。次に、市町村は森林の土地の所有者、森林の土地の所在、森林の土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した森林台帳及び森林の土地に関する地図を作成し、公表することとなっております。
本市といたしましては、飯塚市地域森林計画に鳥獣害の防止に関する事項等を計画事項とするとともに、森林所有者には伐採及び伐採後の造林の届出書に記載されました伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市に報告することといたしております。また、森林台帳及び森林の土地に関する地図につきましては、改正森林法に基づきまして平成３１年度から公表する必要がありますことから、平成３０年度において整備することとしておりまして、各種補助事業等の活用とあわせ、森林の適正な整備につなげていきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
本年度中の整備をよろしくお願いいたします。
次に、観光振興についてお聞きします。これまで何度も質問をしてきましたマスコット、ゆるキャラについてですが、私は観光振興に大きな役割を必ず果たすと思っております。市長、そろそろつくられたらどうでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
昨年の６月の代表質問でも同じご質問をいただいたところでございます。ゆるキャラは、ご当地ブランド戦略の一環としての経済効果に寄与する役割と、地域のイベントでの盛り上げ役といったまちづくりへの貢献も期待できると考えておりますので、前向きに検討していきたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
幸袋のまちづくり協議会が２月２０日に正式にマスコットキャラを発表されました。今、ご答弁で前向きに検討するとのことなので、最大限期待しておきます。ぜひ作成のほうを、つくっていただきたいということを市長にお願いしておきます。
次に、誘客への課題と今後についてお聞きします。先日、日本政府観光局から発表された２０１７年度訪日外客数の年間推計値は２８６９万１千人となっております。本市における外国人観光客の受け入れ体制は、現在どのようになっておるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
本市での外国人観光客の受け入れ体制といたしましては、平成２７年度に地方創生先行型の地域生活等緊急支援のための交付金を活用いたしまして、旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場において、Ｗｉ－Ｆｉによる６言語、日本語、英語、韓国語、中国語の２種類、それとタイ語の多言語案内システムを構築するとともに、外国語の案内版や解説ボード及びパンフレットを作成しているところでございます。また、平成２８年度からは韓国の旅行会社によるコスモスコモンでの韓国人歌手とそのファンによるコンサートツアーを行っておりまして、コンサートの前後に本町、東町商店街等を散策していただく折に、飯塚市商店街連合会が作成しております韓国語のマップを配布するなど、受け入れ体制の整備を進めているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
では、市内の免税店の状況はどのようになっておるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
市内の免税店でございますが、国税局から免税店としての許可を受けておる店舗数は、現在１１店舗とのことでございます。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
インバウンドの進捗状況と課題はどのようになっているのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
インバウンドの進捗状況でございますけれども、平成２７年度から観光集客事業の受託業者と飯塚観光協会におきまして、先ほども申し上げました韓国、台湾にセールス活動を行っておりまして、韓国からの歌手ツアーにつきましては、平成２９年４月から１２月までの間で約１６回のツアーが開催され、６９３８名の外国人観光客が飯塚市を訪れております。また、台湾からの観光客につきましては計１４回のツアーが実施されまして、こちらのほうは４１３名の方が飯塚市を訪れておられます。インバウンドの課題といたしましては、外国語表記の案内版の充実や観光施設、店舗等での訪日外国人観光客とのコミュニケーション、いわゆる言語面での対応、飯塚市での宿泊の促進、クレジット決済等々の充実が必要であるというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　では、今後の観光客の誘客のためには広域連携が重要であると考えますが、取り組みはどのようになっておるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　ご指摘のとおり、広域連携は飯塚市が今後観光振興を促進していくためには非常に重要であると認識いたしております。現在の取り組みといたしましては、九州内の１２地区で構成いたします九州のひなまつり広域振興協議会に加入いたしまして、ひな祭りを通した連携を行っております。また、筑豊地域内の１５市町村で組織されます筑豊地区観光協議会におきまして、最近では筑豊地域内のレアな場所にスポットを当てたＰＲ冊子を作成しまして、広報活動を行っておるところでございますが、特に近隣の嘉麻市、桂川町との連携はこれまで以上に必要であるというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　では、広域連携の課題はどのようになっているのか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　広域連携の課題ということでございますけれども、観光のニーズをまず把握いたしまして、訪れてみたくなる観光施設といったものをいかに広域で結んでいくかといったものが課題と考えております。今後は、近隣の自治体はもとより、テーマごとに協力できる、さらに広い範囲での連携が必要であるというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　では最後に、インバウンド、広域連携の今後の取り組みは本市としてどのように考えておられるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　インバウンド等、先ほどの広域連携の今後の取り組みでございますけれども、外国人観光客が多く訪れております福岡市、北九州市との広域の連携が必要であるというふうに考えておるところでございます。これまでも福岡市からの依頼を受けた旅行会社が、クルーズ船観光ツアーの立ち寄り場所に旧伊藤伝右衛門邸がコースに採用されるなど、誘客に努めてまいっておりますけれども、その効果といったものが十分ではないというふうには考えております。また、北九州市との連携につきましても、観光客等誘客事業におきまして、本市の受託事業者が管理運営いたしております門司港レトロ地区との周遊連携は図られておりますが、その他の地区との連携はやはり十分ではないという状況であり、今後とも飯塚観光協会を含めまして、北九州市、福岡市、主要施設との連携を図ってまいりたいと考えております。また、本市では、本市の強みでございます大学に留学生が多数おられます。そういった居住しておられます留学生に観光に関するアンケート等を実施し、その結果をもとにさらなる誘客に努めたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　引き続きよろしくお願いいたします。
　次に、スポーツの振興についてお聞きしたいと思います。２０２０年の東京パラリンピックにおける南アフリカ共和国チームの事前キャンプ受け入れに向けた環境整備に努めていくとのことでありますが、本市としてどのような環境整備を行うのか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
　都市施設整備推進室長。
○都市施設整備推進室長（髙木宏之）
　事前キャンプの受け入れに当たりましては、長年開催されてきました飯塚国際車いすテニス大会とあわせて、来年度には練習施設となる筑豊ハイツテニスコートの整備として、車椅子利用者にも対応した観客席の設置及び選手の休憩スペースの設置を行う予定といたしております。今後、市を挙げて選手をお迎えするための準備といたしまして、市民の皆様の機運を高めるべく、市報やホームページ、イベント会場等でのＰＲ活動やパラスポーツ、障がい者への理解促進に向けた取り組み、２０２０東京パラリンピック事前キャンプ地飯塚市誘致支援実行委員会を通じ、通訳やボランティア、理学療法士などの人的支援の確保などを図ってまいりたいと考えております。また、選手の宿泊施設についても整備が必要であると考えておりますが、今回、筑豊ハイツの再整備を担う民間事業者の公募が不調に終わったことから、今後どのような対応が可能か検討しているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　宿泊施設については、事前キャンプだけではなく毎年開催される飯塚国際車いすテニス大会でも必要とされることから、より多くのバリアフリー対応の部屋を整備したほうがよいのではないかと考えております。そのため、筑豊ハイツの再整備にとどまらず、民間のホテルにもお願いして客室のバリアフリー化を進めていくべきだと考えておりますが、本市はどのようにお考えでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　都市施設整備推進室長。
○都市施設整備推進室長（髙木宏之）
　市といたしましても、キャンプ地誘致のみならず、飯塚国際車いすテニス大会では毎年約１００名もの選手が参加をしていることから、宿泊施設の客室内のバリアフリー化については大きな課題であると考えており、筑豊ハイツの再整備を進めるとともに一部既存の民間ホテル事業者にも協力をお願いしているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　バリアフリー化に当たっては相当の改修費用がかかると思われることから、市として何らかの支援策を設けるなどして進めていく必要があると思いますけれども、お考えのほうをお聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　都市施設整備推進室長。
○都市施設整備推進室長（髙木宏之）
　質問議員おっしゃるとおり、客室のバリアフリー化に当たっては多額の改修費用が伴うこと

から、国の補助制度等を活用した支援策の可否についても研究を行っております。今後も引き続き国の補助制度や他市の先進事例について研究を行うとともに、補助金の創設も含めた支援策について、関係部署と協議を行ってまいりたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　今回、事前キャンプの受け入れは障がい者や外国人にも優しいまち飯塚のイメージを発信する大きな契機になるのではないかと考えております。飯塚国際車いすテニス大会のさらなる発展や観光を初め、今後の市のさまざまな施策に波及効果をもたらすことが期待できると考えております。今、もうオリンピック終わりましたけれども、平昌オリンピックで日本人の活躍、話題性がものすごく日本全国、全世界あります。そのチャンスをこの飯塚市が今回いただきましたので、しっかりとその対策のほうを、期間はありませんけれども着々と進めていただくことをお願いしておきます。
　次に、サニーベール市との交流事業についてお聞きします。ちょっとこれ１点だけお聞きしたいと思うんですけれども、昨年の１２月議会に同僚議員のほうが質問をした際に日本とアメリカの違いについて答弁されたことを記憶しております。私もサニーベール市と飯塚市では文化の違いもありますし、またやはり差があると思います。ですから、実際に飯塚市のＩＴ関連企業と結びつけようとしてもハードルが高過ぎるのではないかと考えております。この差を埋めるための本市の取り組みは何か検討されているのでしょうか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
　行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
　議員のご指摘のとおり、シリコンバレーにありますサニーベール市はＩＴ分野においては世界的に見て最先端でございます。この格差を埋めるための取り組みといたしましては、海外進出を目指す企業向けのセミナーやスタートアップにおけますプレゼンテーション能力の向上のための講習会など、取り組んでいかなければならない課題が多くあることがわかっておりますので、今後の実施に向けて今現在検討しているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
　引き続き、大事な教育交流というか、中学生との交流は順調にいかれているようですので、経済交流を今後もしっかりと進めていただきたいと思います。
　次に、災害・減災対策の充実についてお聞きします。施政方針に、自主防災組織の設立、運営支援に取り組むとともに、総合防災訓練の実施において防災関係機関等との連携や技術の向上及び市民に対する防災思想の普及啓発に取り組むとありました。自助、共助である市民に対しての取り組みは大変重要だと考えております。しかし、市、公助の部分としての市の災害対策本部職員に対する研修や訓練についてはどう考えておるのかお答えください。
○議長（藤浦誠一）
　総務部長。
○総務部長（安永明人）
　公助でございます災害対策本部職員のスキルアップについては大変重要なことだというふうに思っております。従来から職員等の研修や訓練は実施してきておりますけれども、平成２６年８月からは総務部に防災危機管理監を配置してその強化に努めているところでございます。具体的には、防災危機管理監が毎年度、飯塚市防災危機管理体制強化計画を作成いたしまして、この計画に基づいて研修や訓練を実施しているところでございます。本年度は災害対策本部職

員に対しまして、災害の教訓、災害対策本部編成、配備基準、避難所運営訓練、災害対応体制の課題、防災ワークショップといった内容の研修を実施いたしますともに、訓練につきましては市長を統裁官とする、大水害を想定した図上予行訓練を実施いたしました。また、防災の担当課でございます防災安全課職員に対しましては、防災危機管理能力のさらなる向上のために県や福岡管区気象台等の研修や訓練に参加いたしまして、最新の防災知識の習得に努めているところでございます。しかしながら、公助には限界がございます。被災地からは、減災に関しては自主防災組織のかかわりはとても重要であるとの声も聞かれております。本市もこれまで以上に自主防災組織の設立、運営の支援も行っていきたいというふうに考えております。今後も災害に強いまちづくりの実現に向けまして、自助、共助、公助が最大限の力を発揮できるよう、施策や事業を展開してまいります。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

国、県が想定した最新の最大浸水想定区域に基づいた浸水想定ハザードマップを作成するとありますけれども、どのようなハザードマップを今後作成されるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本市では浸水想定ハザードマップを平成２１年３月に作成いたしまして、市民の皆様に配付いたしますとともに、市ホームページに掲載し周知をしているところでございます。このハザードマップには、大雨によって河川などが氾濫した場合の浸水範囲と浸水の深さ並びに避難所や避難に関連する情報などを掲載しており、いざというときに備え、市民一人一人が危険を感じたときに自主的に避難所へ移動できるよう、あらかじめ地域の状況を把握していただくことを目的としているところでございます。平成２８年の５月に国土交通省の遠賀川河川事務所が想定最大規模１２時間当たり５９２ミリメートルの降雨を想定した洪水浸水想定区域図を公表いたしましたけれども、この区域図は県管理河川の氾濫についてまでは考慮されていなかったため、同じような想定で作成するよう強く要望していたところでございます。このたび、現在福岡県が平成３０年度の出水期までに、この水位周知河川において洪水浸水想定区域図を公表することで作業を進めておりまして、この国と県のデータに基づいた本市の新たな浸水想定ハザードマップを作成いたしまして、これを市民の方に周知し、災害発生時に迅速で的確な避難を促していただくようなことで考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

よろしくお願いします。災害時のさまざまな業務管理に役立つと思われる被災者支援システムについて、私、代表質問を含めてこれまで何度も質問をさせていただきましたが、その後、検討の進捗状況についてはどのようになっておるのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この被災者支援システムにつきましては、他自治体における運用状況を視察するため、熊本地震において被害のありました上益城郡山都町へ昨年１１月に職員２名を派遣し、導入に至った経緯や運用状況を学んでおります。また、本年の２月６日には、この被災者支援システム全国サポートセンターから吉田所長ほか１名の職員をお招きいたしまして、市の災害対策本部各班長及び災害時に各種システムの操作が見込まれる職員に対しまして、講演と操作研修をして

いただいたところでございます。参加しました職員からは、システムを導入することで職員間における情報共有の徹底が可能となる。また、罹災証明書発行時に市民をお待たせすることがなくなるのではないかとの声や、講演の中では災害時以外の業務への汎用性も高いとのお話も伺っているところでございます。今後はこのシステムの効果的な活用方法や費用対効果等について、関係部署と協議を行っていくことといたしております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

昨年の９月議会で吉田センター長をぜひ呼んでいただきたいということで、６日に呼んでいただいたことは感謝しておりますけれども、全然知らなかったので、来られるのであればぜひ私も参加してお聞きしたかったのですけれども。受けた職員の皆さんが、本当にここにもありますように市民をお待たせすることがないとか、センター長のほうから多分、この被災者の災害時以外のさまざまな活用方法もお聞きされたのではないかと思います。今後は費用対効果等について協議をするということでありますけれども、昨年の９月議会のときに本年度中に導入をするかしないかの検討をすると言われておりましたので、もうこれは３月、いよいよ来月になりますので、それは後日お伺いするとして、しっかりまた協議していただいて、できるだけ導入の方向でしていただきたいということを再度要望しておきます。

次に、公共交通の充実について、２点、簡単にお伺いしたいと思います。まず１点目が、公共交通網形成計画の策定の目的についてお答えください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

この計画は地域公共交通活性化再生法に基づく計画で、鉄道や駅、民間バス路線等の公共交通全般にわたる持続安定的な公共交通体系の構築を図る目的で策定をいたしております。計画策定のポイントといたしましては、鉄道、民間バス路線、コミュニティ交通を効率的で効果的に結び、地域拠点と中心拠点をつなぎ、持続安定的な交通ネットワークを確保するという視点に重点を置き、拠点連携型まちづくりの推進を図ることといたしております。生活利便施設や公共施設などが公共交通で結ばれることで、高齢者など交通弱者の利便性を確保するとともに、健幸都市づくりにつながる公共交通体系の構築を目指すものとしております。また、嘉麻市や桂川町との連携を図り、広域での効率的、効果的な公共交通網の体系を構築することとあわせまして、持続安定的な公共交通機関の維持、確保に努めていくことといたしております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

では、その課題についてお答えください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

課題ということでございますが、利用者数の減少、特に民間バス路線利用者数は５年間で１３．８％程度減少しておりまして、利用者減少に歯どめがかかっておりません。利用者数の大幅な減少は赤字路線を増加させ、路線縮小や廃止につながります。また、コミュニティ交通の利用者数についても伸び悩んでおり、公共交通に関して利用促進策の検討が喫緊の課題となっております。その対応として、民間バスとコミュニティ交通を効率的につなげ、利用者の利便性の向上を図ることが重要であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
引き続き対応をよろしくお願いいたします。
次に、都市基盤・生活基盤について、また、その中の市道の整備について、お聞きしたいと思います。市道の整備の中の橋梁長寿命化実施計画の現在の状況と今後の計画について、お尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
近年、老朽化による公共インフラの事故が多発いたしております。公共インフラの維持管理の強化が求められるようになりました。平成２５年、国より道路管理者に対し、橋梁長寿命化実施計画を策定するよう通達があり、平成２６年には管理橋梁の５年に１回の近接目視点検が義務づけられました。本市としまして、平成２５年策定の橋梁長寿命化実施計画に基づき、２６年より本市の全６２６橋のうち定期点検対象６００橋を５カ年計画で点検を実施しているものです。平成２８年までには３４８橋を完了、本年調査完了予定１６６橋と合わせまして５１４件の調査を完了し、残り８６橋を平成３０年に調査予定でございます。また、５年に１度の調査が１つのサイクルでございますので、平成３１年度から次のサイクルとなります。一方、実施計画に基づき修繕工事を実施いたしました橋梁が、徳前大橋、駅通り橋、秋松橋、楽市橋でございます。今後、修繕の必要な橋梁は計画に沿って順次修繕を行う予定でございます。
○議長（藤浦誠一）
１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
なかなか進捗状況というか、進み的には予算もかなりかかりますので進んでおりませんけれども、いつ災害が起きるかわかりませんので、一つ一つ抜かりなく丁寧に橋梁の対応を、今後ともよろしくお願いいたします。
では最後に、自然環境について、環境にやさしいまちづくりについて、お聞きしたいと思います。地球温暖化防止対策の１つとして、再生可能エネルギーの活用が推進されております。飯塚市内においては、再生可能エネルギーの中でも太陽光発電が多く取り組まれ、家庭用また事業者による設備が設置してあるのを各所で目にすることができます。太陽光発電はCO_2削減という点については有効なエネルギー利用でさらに推進されるべきものと考えています。しかしながら、その一方で設置される場所が防災上問題となる斜面に設置されたり、景観上の支障が生じる等の理由により地元住民の方々と事業者との関係がうまくいっていないケースもあります。平成２９年３月には飯塚市議会において、白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議を議決いたしました。メガソーラーの問題については、法律により許可が出された事業に対して市の条例により規制することは困難であり、そのため国に対し、全国市長会を通じて大規模太陽光発電設備の設置に関し、適正な立地等に関して具体的な法整備を行うよう要望が繰り返し行われていることは理解しております。そこでお聞きします。メガソーラーの問題に対して市の条例はどのような役割を果たしているのでしょうか、お答えください。
○議長（藤浦誠一）
市民環境部長。
○市民環境部長（中村雅彦）
本市では、市と市民が連携して自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、安全な生活環境を守ることを目的として自然環境保全条例を制定し、自然環境の保全に取り組んでおります。この条例の対象となる事業は、森林を開発する

事業、岩石及び砂利を採取する事業、土砂による埋め立て、盛り土、その他の土地への堆積を行う事業、廃棄物の埋め立て、盛り土、その他の土地への堆積を行う事業、その他、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める事業として、計画面積が千平米以上の事業が対象としております。事業開始前には、位置図、計画平面図、現行写真等の必要書類を添付して市長に届け出なければならないとなっております。届出書については公告を行い、３０日間閲覧に供し、その期間中に周辺住民に対して説明会を開催しなければならないと規定しており、その説明会においては、事業者は参加者に十分な理解が得られるように努めなければならないというふうにしております。また、公告の日から４５日間のうちに市民は事業者に市を通じて意見書を提出することができるものとしています。その意見書に対して、事業者が自己の見解を証明するために十分な資料を添付して、見解書を市長に提出しなければならないと規定しており、さらに、意見書及び見解書について市長は関係機関の意見を求めることができ、改善が必要と認めるときは事業計画の変更を求めるものとしております。このように、自然環境保全条例を定め、その規定があることで地元説明会の開催を義務づけ、市民から事業者に意見書を出し、それに対し事業者からの見解書を求めることができており、事業が行われる上で市民と事業者と市のやり取りを行い、周辺住民の不安や疑問点の解消を図っていく役割を果たしているものでございます。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

先ほど言いました自然環境保全条例では、届け出が必要となるのは計画面積が千平米以上とのことですが、それでは千平米未満の面積の事業は対象とならず、届け出等は何も必要がないということであります。市には何もかかわりはなく太陽光発電を設置できるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

現行では、千平米未満については自然環境保全条例の対象になっていませんので、事業者が市に対して届け出等の必要はございません。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

では、住宅地の上部の斜面に太陽光パネルが設置してあるものを見かけます。それは千平米未満だろうと思われますが、住宅のすぐ近く、急な斜面です。そこに住んでいらっしゃる方は台風や大雨のときには不安であると思いますし、そういった現在の条例では規定されていない千平米以下の事業計画についても、今後、市に届け出を求めたり住民の不安を解消できるような取り決めを規定する必要があると私は考えておりますけれども、そういった考えは本市にあれば、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

条例の規定の対象とならない千平米未満の太陽光発電設置事業に対しては、他の自治体で小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドラインを定めて対応している事例がございます。千平米未満の太陽光設備設置事業に関して、ガイドライン、指導要綱といった方法が本市の実情に合うのかを含めて研究していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

１３番　守光博正議員。
○１３番（守光博正）
この問題はかなり難しい問題だと考えております。ただ、本当にこの千平米以下であれば届け出は必要ありませんし、ましてや民間から民間になれば、いつの間にか急な斜面というか、大規模であれば届け出の必要、許可が要りますけれども、そういった部分におきましては本当に何らか、せめてこう、どんなに小さくても、やっぱりそういう危険な場所であれば届け出をする義務を、義務というかそういう何かものを今後研究していただいて、市長がいつも言われております「全ては市民のために」という、そういう部分からすれば、市民の皆さんの暮らしを、安全を守る対策を今後とも進めていただきたいと、このことは再度強く要望しておきます。
最後になりますけれども、今回、市長が１年たたれまして、この施政方針の中では、さまざまなことに取り組んでいく、本年はその土台となる年にしたいという決意をされております。そして「チャレンジ元年～未来に向けた挑戦の年」と言われておりますので、一つ一つ、これから取り組んでいくことに挑戦の心をより一層忘れずに持ち続けていただきたいということを強く要望して、私の代表質問を終わります。
○議長（藤浦誠一）
暫時休憩いたします。

午前１１時５４分　休憩

午後　１時００分　再開

○副議長（佐藤清和）
本会議を再開いたします。４番　兼本芳雄議員に発言を許します。４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
会派を代表いたしまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。まず最初に、前文についてなんですが、定住自立圏の形成推進に関する中心市宣言について、この中心市の役割とは何ですか。
○副議長（佐藤清和）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
定住自立圏の中心市は、大規模商業娯楽機能、中核的な医療機器の機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能の民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、みずからの住民のみならず、近隣市町村の住民も、その機能を活用しているような都市であることが必要であるとされております。その中で、飯塚市のような中心市の役割や機能は、都市機能を充実させ、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、圏域の魅力を向上させることになります。一方、近隣市町村においては、環境、地域コミュニティ、食糧生産、歴史文化などの観点から重要な役割や機能が期待されます。このように、それぞれの役割や機能をつなげて圏域の活性化につながるよう、圏域全体のマネージメントを担うことが中心市の大きな役割となります。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
では定住自立圏を形成することでの具体的なメリットというのを教えてください。
○副議長（佐藤清和）
行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）
　定住自立圏構想は、圏域を形成する連携市町村間で、地域全体での住民の暮らしにかかわる生活機能を維持確保、さらには充実させていくようにお互いに連携協力し、取り組んでいこうとする制度でございます。そのため、嘉飯圏域としての連携では、従来から連携して取り組んでおります、医療や福祉の分野に関する取り組みに加え、２市１町の住民が圏域内の市町立図書館を相互に利用できる体制の整備や地域コミュニティ交通のネットワーク構築などの取り組みを計画しており、住民の生活上の利便性や地域イメージの向上を図っていくことによって、圏域全体としての人口定住化や活性化の促進につながっていくメリットが生じるものと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　では連携事業の費用負担のあり方についてですが、中心市は近隣市町村よりも多くの特別交付税を配付されるというふうになっておりますが、中心市の費用負担は近隣市町村より大きいというようなことはないでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
　費用負担の問題でありますけども、連携事業につきましては、今後、定住自立圏の形成協定締結後に策定いたします共生ビジョンで、それぞれの役割、事業の成果指標及び費用負担について取り決めを行うことになります。したがって、確定した答弁ではございませんが、既存の連携事業の費用負担は従前のとおり進めていくことが妥当と考えております。また、新規事業につきましては、事業の形態、受益の程度を考慮し、類似する既存連携事業があれば、その例を参考にして費用負担を取り決めていくことになるかと考えております。類似する既存連携事業がない場合は、他の定住自立圏の事例等を考慮し、今後決めていくことになろうかと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　本市は、中心市として責任ある立場にあるということはわかりました。しかし、これは本市だけが負担を背負わないように、しっかりとした協議を行っていただきたいということを要望いたしましてこの質問を終わります。
　次に、まちづくり協議会の構成についてお伺いいたします。今市内１２地区にあるまちづくり協議会の構成なんですが、どのようになっているか教えてください。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　まちづくり協議会を構成します団体についてでございますけれども、各地区で異なっておりますけれども、主な構成団体をご説明させていただきます。自治会、地区公民館連絡協議会、社会体育振興会、社会福祉協議会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、ＰＴＡ等の各種の団体で一般的に構成されております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　それでは、まちづくり協議会の管轄する対象区域、学校の通学区域の関係はどのようになっ

ているか教えてください。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　まちづくり協議会と学校通学区域の関係でございますけれども、まちづくり協議会の対象区域は基本的に各地区公民館の管轄する対象区域といたしております。まちづくり協議会と学校との関係でございますけれども、ほとんどが一致をいたしておりますが、飯塚片島地区、二瀬地区、鎮西地区、幸袋地区、立岩地区、鯰田地区の一部におきましてまちづくり協議会の対象区域と通学区域が異なる地域が存在いたします。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　今答弁にありましたような学校の通学区域とまちづくり協議会の管轄する対象区域を同じにすることによって、活動がスムーズになりまちづくりの推進が図れるというふうに考えますが、その調整というのはできないのでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　各地域のまちづくり協議会につきましては、各地区の公民館を管轄区域といたしております。学校の通学区域につきましては、通学区域審議会の答申に基づきまして教育委員会で決定をいたしております。まちづくり協議会の管轄する対象区域を学校の通学区域と同じにするということは、教育委員会での協議、自治会、地域団体、学校との調整等が必要でございまして、現校区の設定に至った経緯から判断いたしますと、地域の理解がなかなか難しいと考えております。質問議員が言われますことは大きな課題と認識いたしてはおりますけれども、抜本的な見直しということになれば相当の時間が必要というふうに考えております。現校区の設定の中で、活動に支障を来たさないような手法につきまして、現在、先ほど言います課題となっております地域におきまして、それぞれのまちづくり協議会と協議をしたいというふうに考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　平成３０年４月から公民館が交流センターになることによりまして、飯塚市交流センター条例という形が今できあがっております。これは対象区域というところが公民館条例と違って外されてないんですね、たしか。私がちょっと思うに、この交流センターの第１８条、交流センター運営審議会というのがあります。この審議会で円滑な運営を行うために、まちづくり協議会の管轄する対象区域の変更が可能になるのではないかというふうに考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　現在、各地区公民館が管轄します対象区域を基本にまちづくり協議会の対象区域とし、事業を行っておりまして、平成３０年４月以降の交流センター移行後におきましても、現在の対象区域での事業というふうに考えております。また、交流センター運営審議会では地区のまちづくりについての審議をいただくように考えております。先ほどの答弁と重なりますけれども、まちづくり協議会の対象区域と通学区域の課題につきましては、地区のまちづくり全体に影響

がございますので、地区全体の課題としてまちづくり協議会を初め、各種団体と協議を行いながら、活動に支障をきたさない方策について考えていきたいというふうに考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、まちづくり協議会の意義というものをどのようにお考えなのか。また、まちづくり協議会の事業等の案内について、地域住民にどういう方法で伝達しているのかを教えてください。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　まちづくり協議会の意義でございますけれども、人口減少、少子高齢化、核家族化などを急激な社会の変化、複雑になります住民ニーズなど、行政だけでは対応が困難な状況となっており、市民と行政が協働でつくるまちを実現するため、行政と対等なパートナーとして、地域を代表する組織、まちづくり協議会の存在が必要と考えまして組成し、地域の活性化を目的に協議会の支援に努めているところでございます。その伝達方法でございますけれども、地域住民へのご案内につきましては広報紙やチラシ等、自治会を通じた回覧、ホームページ等でお知らせを行っております。また、まちづくり協議会が独自で活動予定や報告を行う等、広報紙を定期的に発行している地域もございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　いろいろな方法で案内等をされてあるということですが、まだまだ一部の住民だけが参加しているのではないかというふうに私は思います。そこで、今後のまちづくりの展望についてなんですが、どのようにお考えかお示しください。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　まちづくりは人づくりというふうに考えております。子育てしやすい環境は地域にやさしいまちづくりにつながります。まちづくり協議会の活動に１人でも多くの方に参加していただき、市民と協働のパートナーとして連携を図り、地域課題を解決していくことが最も重要と考えております。まちづくり協議会の皆様による参加促進活動を一層支援しながら、今後も継続して住みたい、住んでよかったと思われるようなまちづくり事業の推進に努めていきたいというふうに考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　今まちづくり協議会というのは活動中期になっております。役割というのもある程度はっきり見えてきたんではないかというふうに思っております。協議会自体が、地域課題の解消のための事業を主導的に行うということが１点、もう１点各種構成団体の事業や地域住民の課題の解消を包括的に支援する、いわゆるハブ的役割を担うというこの２方向性があるのではないかというふうに考えております。まちづくり協議会がその地域の住民に浸透するためには、この２つの役割を協議会自体が理解し、運営しなくてはいけないのではないかというふうに思っております。１人でも多くの地域住民が参画し、地域課題の解決に向け事業を展開することによりまして、地域住民の絆も増し、誰もが楽しく住みたい地域だと感じることで、今本市の問題であります自治会の加入率の向上にもつながるのではないかというふうに考えます。どうか今

後も積極的なまちづくり事業の推進を図っていただくことを要望しまして、この質問を終わります。

次に、市政情報の発信方法についてお伺いいたします。現在、市の公式ＳＮＳであるフェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどの情報を発信していますが、先ほども同僚議員からのご質問がありましたけれども、いいねの数などがまだ反応が少ないんではないかというふうに思っております。そこでそれぞれのＳＮＳの特徴をお尋ねします。今後、移住定住に注力されていくと思いますけれども、特に子育て世代や女性にターゲットを絞り込んでＳＮＳを発信していくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

ＳＮＳにはそれぞれ特色がございまして、使用されている年代も違うと思われます。平成２９年度版の情報白書によりますと、フェイスブックは１０代と６０代以上の利用者が少ない。ツイッターは４０代以上の利用者が少ない。インスタグラムは４０代以上、特に男性の利用者が少ないという状況があるというふうになっております。現在、本市の移住定住に関連する施策をＰＲするための動画と専用のホームページの制作をいたしているところでございます。その中でも、特に子育てや教育関連施策につきましては、本市としても注力をしているところでございまして、その内容のＰＲ動画や市のホームページで配信していくことが重要であると考えており、それらの情報を最もお知りになりたいと思われるのは、質問議員が言われますとおり、子育て世代や女性の方であるというふうなことは認識いたしております。その方々の層に向けた情報発信につきましては、例えば、インスタグラムを多く活用して女性に目を引くような内容にするなど、それぞれのＳＮＳの特色を踏まえまして、このＳＮＳを活用した発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

今このＳＮＳに関しまして、秘書広報課が担当していらっしゃるということですが、市役所の職員の中には多数ＳＮＳを発信している方がいらっしゃると思います。そういったところを把握されていますでしょうか。また、スピーディーな対応を考えますと、こういった職員の方々を育成し、各部署で発信を行っていってはどうかというふうに思いますが、そのようなお考えはありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

職員のＳＮＳの利用状況について、把握はできておりませんけれども、職員がアカウントを持って配信している職員がいるということについては承知しておりまして、公式ＳＮＳをフォローしている職員もいることも承知をいたしております。各部署でのＳＮＳの運用につきましては、将来的にはそのような方向で進めたいというふうには考えておりますが、ＳＮＳを運用するために昨年６月に策定いたしました、本市のガイドラインでは、個人情報保護条例を初めとする関係法令を遵守するなど、順守事項を定めているところでございます。こうしたことの部分について、議員ご指摘のとおり、まずはＳＮＳを含めた情報発信に関して必要な知識を取得するような研修を実施いたしまして、職員の育成を図りたいというふうに考えております。将来的に各部署において情報発信することがよりスピード感のある情報提供となりますので、この運用については、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
ＳＮＳはその活用方法次第では，本来情報を届けたい方にきちんと届く仕組みというものがつくれるというふうに思っております。一つ事例を紹介します。東京都文京区では、生活に困窮している方に、市役所に行って相談するということはなかなか、飯塚市もそうなんでしょうけどためらうということが多いということで、ラインを使うことで、容易に相談できるというような形をとられていて、これが非常に反響が大きいというような話を先日視察に行ったときに伺いました。このような手法を含めて、今後もＳＮＳの有効活用について、ぜひ、研究していただくようにお願いいたします。
次に、飯塚市地域情報化計画についてお尋ねいたします。この計画を策定する目的やねらいについて、どのようにお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
総務部長。
○総務部長（安永明人）
地域情報化計画の策定につきましては、これまでも一般質問等で以前からご指摘をいただいていたところでございます。近年のＩＣＴの急速な進展に伴い、市民の生活やコミュニケーションの形態、働き方までもが変わろうとしている状況から、このたび、ＩＣＴの持つ特性を最大限に活用し、本市が抱えるさまざまな課題を解決するとともに、市民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ることを目的といたしまして、本計画を作成することといたしたものでございます。また、地域の情報化を推進することで、本市における住みやすさや利便性、働きやすさといった魅力を高め、人口減少や地域経済の停滞に歯どめをかけ、将来にわたって発展し続けるまちづくりを目指したいというふうに考えているところでございます。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
計画は具体的にどのような内容になっていますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
総務部長。
○総務部長（安永明人）
本計画につきましては、２０１８年度から第２次飯塚市総合計画の最終年度でございます、２０２６年までを計画期間といたしまして、本市が取り組んでいく情報化施策を、この総合計画に即した形で総合的かつ体系的にまとめているところでございます。また取り組む施策を重点施策、推進施策及び調査研究施策の３種類に分類し、緊急性や重要度、費用対効果について考慮しつつ、将来の本市の発展につながる情報化施策の調査研究にも取り組みでいくような内容といたしているところでございます。なおこの詳細につきましては、今会期中の総務委員会のほうで計画書をご提示申し上げて報告させていただく予定といたしておりますので、よろしくお願いいたします。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
最後になりますけど、ＩＣＴやＩｏＴの技術というのは日々進化しているわけです。それに伴い、市民のニーズというのは変わってくるんではないかというふうに思っております。そのような場合、市民のニーズを取り入れて、この計画を変更することはできるのでしょうか、できないのでしょうか。
○副議長（佐藤清和）

総務部長。
○総務部長（安永明人）
本計画につきましては、毎年進捗管理を行いますとともに、市民のニーズや情報化の技術の進展に柔軟に対応するため、３年ごとに計画の見直しを検討することといたしておりますので、その中で対応が可能ではないかというふうに考えております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
次に行政経営について、お伺いいたします。第２次行財政改革前期実施計画の進捗状況について、お尋ねいたします。
○副議長（佐藤清和）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
第２次行財政改革前期の実施計画は、第２次行財政改革大綱の目標でございます、３つの目標を立てておりますが、１つ目に、平成３５年度時点で減債基金を含む財政調整基金の積立残高を６４億円以上とする。２つ目に、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は７０億円以内で推移させる。３つ目に、平成３５年度時点で単年度収支を黒字化するということを目指して取り組んでおるところでございます。平成２８年度での進捗状況は、全５８項目のうち４５項目について既に取り組んでおります。また、財政効果額で見ますと、６億７６００万円の計画額に対し、約８億４７７０万円となっており、進捗率としましては、１２５．４％となっております。また平成２９年度の決算見込みでも、計画額を上回る予定でございます。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
後期実施計画はどのような取り組みを想定されていらっしゃいますか。
○副議長（佐藤清和）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
後期計画につきましては、現在の計画は平成２６年度から３０年度までになっています。３１年度以降３５年度までを後期計画としております。３０年度に策定予定をしております、この後期計画につきましては、御承知のとおり飯塚市では合併以降、多くの行財政改革に取り組んでおり、特に職員につきましては、この１０年間で３５０人を超える定数削減を行ってきており、今後の削減は見込めない状況でございます。平成３０年度に策定を予定しております、後期の実施計画の主な取り組みとしましては、施策評価の本格実施に伴う事業の選択と集中による事業の見直し、公共施設等のあり方に関する第３次実施計画に基づく公共施設の縮減と公有財産の有効利活用、民間のノウハウを生かした民間委託や公民連携による公共サービスの実施、シニア世代が社会貢献できる活動の場を創出拡充することで、まちづくりや健康づくりにつなげる仕組みづくり、歳入確保としまして、償却資産含め固定資産の適正な把握と課税、人材育成の分野では仕事や健康管理も含め、自己管理ができるセルフマネジメント型職員の育成などを、現段階で考えているところでございます。単にひと・もの・かねを削るのではなく、仕組みを見直したり、効率化を図るような行政改革にシフトした計画になると考えております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）

次に、介護予防事業についてお尋ねします。フレイル予防を含んだ介護予防の事業なんですが、全体で見た場合、どのような介護予防の効果が見込まれているのか。また、今後どのような方向性をもって事業を進めていかれるのかをあわせてお伺いいたします。
○副議長（佐藤清和）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
フレイル予防事業は、介護予防事業の一環として実施しておりまして、今年度から委託包括支援センターを設置した地区を主として６地区で事業を開始したところでございます。介護予防事業全般における効果といたしましては、質問議員が言われますとおり、健康状態の維持向上、健康寿命の延伸のほか、要介護状態に至る時間を遅延する効果があると考えておりまして、その結果として、認定率の上昇を抑制する効果もあると認識しております。従前から実施しております介護予防教室につきましては、専門の講師を派遣するなど、市が主導して取り組んでいるものもございますが、フレイル予防事業につきましては、市民フレイルサポーターの養成などを行っており、同年代の高齢者の方がサポーターになることにより、高齢者が活躍できる場の拡充にもつながっていると考えております。
また、委託包括支援センター設置地区での実施の際にも市民サポーターの方に積極的な支援協力をいただき、効果的に事業を行うことができました。来年度も新たに６地区で同様に実施する予定としておりまして、今年度実施した地区においては、来年度以降は段階的に委託センターや市民サポーターを主体として実施する計画としております。介護予防は継続して行うことが大切であるため、今後は、自宅で簡単に行うことができる介護予防プログラムの構築や地域において市民主体による実施できる体制づくりや仕組みづくりを考えながら、より効果的かつ効率的な介護予防事業の取り組みを推進してまいります。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
委託包括支援センターは運営主体として、今社会福祉法人等が受託されていると思います。それぞれの地域における利用者の囲い込みなどが起こるのではないかというような懸念を感じるんですが、それについてはいかがでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
平成２８年度から地域包括支援センターの委託による設置を開始いたしまして、委託法人につきましては、従前から在宅介護支援センターの運営を行ってきた実績がある法人でございまして、委託に際しての地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書におきましても、介護予防サービス事業所等の選考に際しては、特定の事業に偏ることのないようにすることと記載しておりますし、本市の附属機関であります飯塚市地域包括支援センター運営協議会におきまして、毎年度、地域包括支援センターの運営について、適切、公正かつ中立的な運営が確保されているかの確認を行うこととしておりますので、質問議員が懸念されているような利用者の囲い込み等がされることがないよう努めてまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
次に地域ケア会議についてお尋ねします。この地域ケア会議というのは、どのような仕組みで実施されており、その進捗状況や今後の方向性について、お聞かせいただきたいということが１点と、医療と介護というものは別物という認識も根強いとの話も聞いたことがあります。

地域ケア会議が医療と介護の連携の中心となるようにしっかりと機能していくことが大切ではないかというふうに考えておりますが、本市においての医療介護の連携をどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞かせください。
○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　本市の地域ケア会議につきましては、民生委員等の地域の支援者を含めた、他職種による専門的な視点を交え、ケアマネジメント支援による高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて、地域課題を発見し、その解決改善や政策形成につなげることなどを目的に実施しており、政策形成機能を持つ地域包括ケアシステム推進会議を最小層に配し、その専門部会として位置づけております在宅医療介護連携、認知症ケア生活支援体制推進の各会議体、さらに日常生活圏域ごとの地域包括支援センターにおいて個別課題を検討する個別の地域ケア会議を実施しており、各種問題や課題を議論する会議体を重層的に開催しております。
　現時点におきましては、医療や介護、民生委員、警察、社会福祉協議会など幅広い団体から各団体における問題や課題などの抽出を行っていただき、専門部会の会議体を構成する各種団体に対し、その情報提供を行い、まずは、各団体において解決改善に取り組める問題や課題の把握をしていただいた段階でございます。今後は他の団体との協力や相互支援により解決できそうな問題や課題、あるいは、市の施策として取り組むべき課題等を抽出、整理等を行うとともに、重層的な会議体に双方向性を持たせることで地域ケア会議を進化推進し、さまざまな課題解決改善に取り組んでまいります。
　次に、本市における医療介護の連携に関してでございますが、この医療と介護の連携につきましては、本市が目指す地域包括ケアシステム構築における中核的な部分であると考えております。この医療介護の連携に関する事業につきましては、既に平成２４年度から医師会や頴田病院などに取り組みを開始していただいておるものでございまして、専門性が異なる医療や介護や他職種が連携体制の構築を図るために協議会の開催や多職種研修会などを実施し、まずは顔の見える関係づくりを進めてきたところであります。平成２７年度からは本市が主体となり、継続して事業を行っておりまして、さらなる推進を図るために、地域包括ケア拠点事業として、医師会に委託を行い、医療介護関係者などの多職種連携による一体的なサービスが提供できる仕組みづくりや行政と他職種の連携及び地域における関係機関の連携体制の整備など、医療と介護の連携推進を意欲的に進めているところでございます。そうした事業の実施に加え、年２回程度実施しておりますブロック別推進協議会等により、従前より目指してきました顔の見える関係づくりにつきましては、おおむね構築できたものと認識しておりますし、それに伴い、現場レベルでの連携体制についても、以前に比べ、十分改善されスムーズな連携がなされていると考えております。とは申しましても不十分な点もまだございますため、今後は、医療圏域である嘉麻市、桂川町との広域連携も含め、より一層の医療と介護の連携体制の強化を図ってまいります。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　個別課題の検討については、各地域包括支援センターで実施しているというようなご答弁でございましたが、それぞれの地域によってそうした個別課題の解決に向けた考え方や支援体制などに差が生じるようなことはないのか、お聞かせください。
○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）

各地域における実情はさまざまで個別課題についても、おのおのの地域によっていろんな問題課題等が抽出されておりますが、一見ばらばらな個別課題に見えましても複数の事例の検討内容を集約すると、地域課題につながるようなものも見えてまいります。現在、各地域の包括支援センターごとに個別の地域ケア会議を実施しておりますが、センターの運営全体に関することにつきましては、直営センターと委託センターの間において定期的に連絡会議を開催し、情報の共有や連携強化を図っており、地域間格差が生じないような取り組みを行いながら、質問議員が懸念されている考え方や支援体制に差が生じることがないよう努めているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

次に高齢者の生活支援についてお尋ねします。近年高齢化率の上昇に伴い、単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方が増加しています。子育て世代についても、核家族化しており、私の身の回りを見ましても、一昔前のような３世代で同居されている世帯はかなり減少しています。それに伴い、身寄りが全くなかったり、親族と疎遠な関係になっているような方を民生委員さんや福祉委員さんを中心とした地域の方がお世話をしているような実態を多く聞いております。またその中でも地域での対応に大変苦慮してあったり、困難であるというような事案も伺っています。このような高齢者の生活支援についてどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

地域において相談を受けることが多い、一番身近な存在といたしましては、質問議員ご指摘のとおり、民生委員さんや福祉委員さんであることは認識しており、見守り活動などを初めとする地域での福祉活動において多大なるご支援やご協力をいただいていることに対しましては、大変感謝している次第でございます。本市といたしましても、地域においてそうした対応に苦慮される方が少なからずおられること認識しておりまして、現在、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの設置を進め、地域の関係者とのネットワークを構築していくとともに、高齢者の方に必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な医療、介護、福祉サービス等の利用につなげる支援等を行っております。市民に対してはもちろんのことながら、民生委員や福祉委員などの地域の関係者に対しましても、総合的な相談窓口でございます、地域包括支援センターの周知徹底を行うとともに、連携の強化を図り、地域の高齢者の生活支援体制の充実強化に取り組んでまいります。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

次に介護職の普及についてお尋ねしたいんですが、最近のニュースや新聞等で取り上げられています介護職の人材不足についてですけれども、この問題は、飯塚市だけではなく全国的な問題でもあり、将来的な超高齢社会を迎えるにおいては、非常に重大な問題であるというふうに思っております。この問題について、介護関係で働かれている方の離職をいかに減らしていくかという取り組みが必要ではないかというふうに思いますが、この問題について、本市としての考え方をお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

介護職の人材不足につきましては、質問議員ご指摘のとおり、本市といたしましても認識し

ておりますが、介護職員の雇用形態につきましては、全国的に見ましても、非正規職員の方に大きく依存していることや、特にホームヘルパーに関しては、６０歳以上の方が約３割を占めているなど、高齢化が進んでいるような状態であり、責任とやりがいのある仕事である反面、対人援助の仕事特有の悩みや不安も抱えやすい仕事でもあることから、離職率が高く、定着率が低いために人材が不足しておるものと認識しております。

また、人材確保が困難な理由の一つとして、賃金が他の対人サービス産業に比較し低いこともあり、平成２９年度の介護報酬改定において、経験や資格等に応じて昇給する仕組みや一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みなどを構築し、他の産業との賃金格差をなくすことで、新たな人材の確保や離職した介護職員の現場への呼び戻し、さらに、現在既に働いている介護人材の定着を促進するなど、人材確保策の取り組みが示されております。このほか県が実施主体として就労支援を行う取り組みなどもあり、本市といたしましては、こうした方策の周知や情報提供を的確に行っていくとともに、国や県とも連携を図りながら、介護人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

介護職の人材不足、特にホームヘルパーの不足により地域包括ケアシステム最大のポイントであります、高齢者が住みなれた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるという特色が受けられなくなるのではないかということを危惧しております。全ての高齢者が安心してサービスを受けられるための効果的な介護人材の確保のための施策の策定をしていただくことを要望しまして、この質問を終わります。

次に、放課後児童クラブについてお尋ねいたします。本年度より、放課後児童クラブの所管が子育て支援課から学校教育課へ移管しました。この所管を変えたことはどのようなことをねらっていて、そして現在どのような成果が得られているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本年度より放課後児童クラブの業務が学校教育課へ移管されましたけれども、このことによりまして、小学校と児童クラブ両者の指示や管理が一元化され、その連携促進等が、これまで以上に容易になる利点がございます。例えば、放課後児童クラブと小学校との間で児童に関することの情報共有を図ることや、両者が施設や用具等の互いに利用することなどが挙げられます。教育委員会では、各小学校の月ごとの行事予定表を管理しておりますが、本年度に入りまして、全ての小学校の月の行事予定表に小学校と児童クラブの情報交換会や協議会が位置づけられており、両者の連携が進んでいる状況を確認しております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

ことし２月の状況で、放課後児童クラブの入所児童が１７４１人。これに対しまして、放課後児童クラブの支援員は９７人であると思います。現状において支援員の数は充足しているのでしょうか。また支援員を確保するため、どのような取り組みを実施していますでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

飯塚市の飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の規定では、お

おむね４０人の児童に２人以上の支援員を配置するようになっておりますので、この規定からいたしますと、基本的な支援の数は充足しております。

しかしながら、本市では障がいのある児童が在籍する放課後児童クラブに対しまして、さらに支援員を加配するようにしておりますが、この点においては不十分な現状がございます。この支援員の確保に向けましては、市報やホームページを通しての募集、そのほか、ハローワークへの求人依頼、新聞やフリーペーパーへの求人募集の掲載、また公共機関や近隣の大学、コンビニ店における募集の掲示等に取り組んでおります。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

今の答弁では飯塚市の規定に基づけば充足しているということですが、実際には現場で児童クラブの支援員を今以上ふやしてほしいという要望はあるのではないかというふうに思っております。一方、支援員の定数をふやしても、その数に見合う支援員を確保することが難しいという実態もあるのではないかとも考えております。そういったことがあれば、子育て支援課が所管するサポート制度の利用であったり、学校教育で取り組まれている高齢者や地域住民との積極的な交流の推進といったものにおいて、支援員の確保に取り組むことが可能ではないかというふうに思います。そのような支援員の確保の方法についてどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

ご指摘のとおり、児童クラブの支援員のより確実な確保に向けて、他の部課と連携することも視野に入れながら、これまで以上の充実を図っていかなければならないというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

放課後児童クラブと小学校の連携をさらに進める上でも、放課後児童クラブの支援員のより確実な確保を図る上でも、事務局である学校教育課と業務を委託してされているＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会が、しっかりと連携を図る必要があるというふうに思います。両者の連携を図るために現在、どのような取り組みが行われていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

ご指摘のとおり、ＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会と連携をしていくことは、放課後児童クラブ事業を充実させていく上で重要なことであると捉えております。このため現在、教育委員会とＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会では毎月１回も連絡会議を行っておりまして、その中で児童クラブ運営に関するさまざまな情報交換や課題解決に向けた協議を行っております。また日常的にも両者間で細やかな連絡、報告等にも取り組んでおります。今後このような機会を捉え、教育委員会とＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会との情報共有など、双方の連携をより一層充実してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

次に、生活困窮者支援についてお尋ねいたします。本市の生活困窮者支援の現状というのはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　平成２７年度より生活困窮者自立支援法が施行されております。この法律は、さまざまな問題から生活に困窮され、援護を必要とされている方に対しまして、さまざまな支援サービスを総合的、一体的に提供し、その自立の促進を図ることを目的としております。これに基づき、本市での生活に困窮されている方々を対象に、穂波庁舎内に生活自立相談室を設置し、自立支援相談事業や住居確保給付金事業を実施しております。この相談室では、さまざまな問題から生活に困窮された方々からの相談に対し、専門知識を持った相談員がその問題に包括的に対応し、問題の評価分析、そしてその解決と自立に向けたプランを作成することで、相談者の早期の自立を目指しております。また、必要に応じまして、関連する社会資源への連携を迅速に行い、そのニーズにあわせた対応の充実に努めるところでございます。この相談室を開設いたしまして、ことしで３年目を迎えますが、過去２年間での相談総数は年間約１８０件前後で推移しているところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　以前も一般質問させていただいたんですが、ここを訪れる相談者の方はどのような傾向があるのか分析されましたでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　平成２８年度における相談者の傾向でございますが、まず、男女比では大きな差はございません。年齢層につきましては、３０代が２２％、４０代が２６％、６５歳以上が２６％と４人に１人が高齢者からの相談となっております。相談内容でございますが、やはり約９０％が経済的問題であり、医療費や介護、また、施設入所にかかわる問題や介護保険料や税の滞納に関する相談が多く占めております。また、その他の相談といたしまして、家族関係での問題も多く寄せられております。子どものひきこもりやニート、親の介護問題など、現代社会で社会問題化している事象が如実に相談内容としてあらわれております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　そのような相談に対応する相談員の方には資格というようなものが何かあるんでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　主任相談支援員は、この相談員の室長を兼ねておりますが、主に、精神保健支援業務を担当する上で、精神保健福祉士資格を所持しております。相談支援員は、主に就労支援業務に当たることとして、産業カウンセラーの資格所持者を配置しているところでございます。近年の社会情勢では、このようなメンタルヘルスに起因する相談も非常に顕著になってきております。これ以外の対応の充実を図るためにも、このような有資格者は非常に重要な役割を担っているところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）

先ほど答弁でこの相談の９０％というのは経済的問題であるということでございましたが、この解決にはどのように当たるのがいいのかということについて、どうお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
先ほど申し上げましたように、相談室への相談につきましては、生活困窮に対する相談窓口であることもあり、その約９割が金銭に関する問題であり、さらにその中で、家計管理に問題があると思われる相談内容が全体の３割を占めているのが現状でございます。このようなことから生活困窮者の多くは家計にかかわる問題を抱えており、これらを解決するためにも、平成３０年度より家計相談支援事業を導入し、家計相談員を配置する予定としております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
この家計相談事業というのはどのようなことが行われるんでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
この事業は、生活困窮者自立支援法の任意事業の一つでございますが、包括的な家計相談に関する支援や滞納の解消、各種給付制度の利用あっせん、債務整理の支援、貸付あっせんなどを行うことで、相談者がみずから家計を管理しようという意欲を引き出すそうとするものでございます。今までのような、就労支援などの収入の拡大に向けた支援だけでなく、家計管理に向けた支援は生活に必要な収入額を明らかにすることで、就労支援を円滑にしたり、再び生活困窮状態になることを防いだりする観点からも事業の必要性は極めて大きいと考えております。また、これらの相談に当たる相談員の資格といたしましては、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、または消費生活コンサルタントの資格を有する者、ファイナンシャルプランナーの資格を有する者、金融機関において融資、ローン、相談等の部門で勤務経験があり、債務整理及び出納計画の業務に精通しているもの等を充てることとしております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
前回一般質問をしたときには、まだ途中だったということでしたが、今までのこの事業の成果といったものはどのようになっていますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
自立支援相談事業の成果でございますが、まず、相談受付人数は、平成２７年度、１６２名、平成２８年度、１７８名でございます。相談者への支援を決定するまでの緊急的支援を行ったものが、平成２７年度が６１件、平成２８年度が３３件、これは具体的には社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けの手続や本制度における住居確保給付金につないだもの、場合によっては直接就労支援を行い、就職に至ったものなどがございます。
続きまして、本制度で本来実施することになっております、相談者へのアセスメントを経た上で、支援策定に至ったものは、平成２７年度は４３件、平成２８年度が５７件ございます。そしてプラン作成後、個別具体的な支援を行った結果、目標達成などの理由により、支援就労に至った件数は、平成２７年度が２０件、平成２８年度は３４件となっております。なお、全体の相談件数におきまして就労に結びついたものは、平成２７年度の１９件から平成２８年度

は３５件と大きく増加しております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　今の成果なんですけれども、この生活自立相談室だけでは、やはりなかなかうまくいかないと思うんですね。恐らくいろんな社会的資源との協力の中で行われてあるんじゃないかというふうに考えるんですけれども、実際どのような社会的資源というところと協力して行っているのか、お伺いいたします。
○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　ご指摘のとおり、社会福祉協議会や民生委員、児童委員協議会を初め、ハローワーク、若者サポートステーション、７０歳現役応援センター、シルバー人材センターなど、関係福祉団体や就労支援団体へ本事業の趣旨を理解していただき、支援連携体制を構築しておるところでございます。また、このように専門的な立場から問題解決に携わっていただくことで、早期に的確な対応が図れるものと考えております。また、市役所の医療、子育て、教育、市民相談の窓口の関係部署との情報共有や連携体制の確立も必要不可欠でございますので、連携会議などの開催により、取り組みの強化充実を図っております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　この生活支援に関してですが、自己申告ということで、本当の飯塚市にどれだけいらっしゃるかというのはなかなか把握できないんじゃないかというふうに思っております。そこで、最後の質問なんですけど、この相談室をどのように周知していこうと思われているのか。そして、今回平成２９年度より生活支援課に所管課を移されたということですが、その効果をどのように見込んでいるのかをお答えください。
○副議長（佐藤清和）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　まず、この事業の周知方法でございますが、市報やホームページの掲載はもとより、リーフレットや名刺サイズの広報カードを作成しまして、関係機関の窓口などに配置を行っております。
　また、庁内関係課への周知はもちろんのこと、関係機関であるハローワークや医師会、若者サポートステーション、１３地区の民生委員、児童委員協議会などと連携を図り、制度の周知と協力依頼を行っているところでございます。今後は、ＳＮＳ等も活用しながら、相談室の周知を図りたいと考えております。
　また、今年度より、担当課を生活支援課に移管いたしまして、この制度は第１のセーフティネットであります、雇用保険制度などと最後のセーフティネットであります、生活保護制度との間におかれまして置かれた方々を救済する制度でございます。生活保護制度とも非常に密接な関係がございます。今年度より、相談事業の所管課を社会・障がい者福祉課から生活保護を所管する生活支援課に移管しておりますが、このため生活困窮者自立支援法と、生活保護制度の一体的運用が可能となりまして、その困窮の状況によっては、生活保護適用の判断が迅速かつスムーズに行えるようになっております。今後は、生活に困窮されておられる市民の皆さんに対する支援の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後　１時５８分　休憩

午後　２時１０分　再開

○副議長（佐藤清和）
本会議を再開いたします。４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
次に、新規就農者後継者支援についてお尋ねします。新規に就農し農業経営を開始するときに、営農技術の習得、資金の確保などがまず必要になるわけですけれども、後継者にもこれらの面での苦慮が当然あるわけですが、新規就農者の場合は、資金の確保や営農技術の習得に加えて、農地や住宅の確保の面でも負担が大きい傾向にあると思います。例えば、全国農業会議所によります就農の１年目に要した費用と自己資金の準備状況というのを見てみますと、営農面の費用は新規参入者全体の平均で５６９万円。そのうち、機械、施設等の費用は４１１万円。種、苗、肥料、燃料等への費用は１５８万円というふうになっております。これに対し、農業の営農面での自己資金は２３２万円と、差額がマイナスの３３７万円というふうになっております。また生活面での自己資金は１５９万円で就農１年目の農産物の売上高が２５９万円。このような初期投資の多い営農類形では自己資金を上回る資金の借り入れが必要というふうになってくるわけなんですが、今飯塚市は農業を基盤産業というふうに、何度か一般質問で答弁いただいております。この地域農業を確立していくために、または基盤産業として農業を考えていく上で、資金援助についてはどのようにお考えなのか、お答えください。
○副議長（佐藤清和）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
ご指摘のとおり、就農１年目では生活資金として、８１万円しか残らないというふうな計算になります。このようなことから新規就農者では、５年間、年額で最大１５０万円の国の給付金を活用して、営農を開始するといったような制度もございますが、厳しいという状況には変わらないと推察いたします。本市では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を平成１８年８月に策定いたしまして、育成すべき、効率的で安定的な農業経営の手法や農業経営者に対する農用地の利用目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援、新たに農業を始めようとする方への支援等について定めておりまして、その後、平成２２年６月、平成２６年１２月に改正をしてきたところでございます。ご指摘のとおり、目標とする営農類型によっては初期投資のかさむ場合もございますので、本市では農業に関心を持ち、農業を職業として考えている人々を実際に就農に導き、定着できるような支援といたしまして、新規就農者が導入する農業用機械施設の取得費や借り入れする農地の賃借料の一部を助成する事業といたしまして、がんばる農業応援事業を実施しております。このような資金的な支援も含めまして、安定した農業経営が持続できるような営農状況に応じた支援を行っていくことが必要ではないかと考えております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
次に、農地の確保に向けた情報提供や今答弁にありました機械、施設等の導入に際しての負担軽減などの支援も図っていかないといけないというふうに考えておりますが、この負担軽減を支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　就農を始めるに農地、資金、農営技術といった３点を確保することが重要でございます。本市では市内で新規就農を希望される方に対し、一本化した相談窓口で相談活動等就農支援対策を実施することによりまして、新規就農者が希望される営農形態で安定的な農業を行い、また農業経営を営むものや、その団体が地域の農業振興に資することができるよう支援することを目的として、平成２６年７月に、本市飯塚市、飯塚普及指導センター、福岡嘉穂農業協同組合、筑豊農業共済組合、飯塚市農業委員会の５団体からなる飯塚市がんばる農業応援協議会を設置いたしております。現在の農業経営におきましては、これまでの水稲主体の営農から、野菜、花卉などの多様な営農が展開されてきておりますので、この協議会におきまして、営農実態に応じたきめ細やかな支援を行っていくことが負担の軽減につながるものと考えているところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、農業法人の活用についてどのようにお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　ご指摘のように農業法人等で雇用され、経験を積むことは、農業経営者として独立するための効果的な一つの方法であります。しかしながら、現在、就農の受け入れが可能な農業法人等が現在ございませんが、そういったものが設立されれば、そのような就農のあっせん活動といったものも必要であろうと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、就農までには状況に応じた支援体制というのが必要ではないかというふうに思いますけれども、本市としてそのような支援体制についてどのように活用すれば、農業の発展になるというふうにお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　農業経営を安定的に営むためには、生産効率といったものをよくすることが第一となります。その技術が必要不可欠でございますが、それには多大な時間と経験を要すると考えます。まずは就農しようと考える方をふやすことが重要でありますことから、ご指摘もいただいておりますいろんな支援策、農業のインターンシップや農業ｅラーニングなどの支援体制がまず存在することを、ホームページなどで皆様方に広く紹介していくことが必要であろうと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。有害鳥獣対策については、人材育成、関係機関との連携体制、効果的、効率的手法、地域資源としての利用といった方法が考えられるというふうに思いますけれども、本市においては、このような人材育成や効率的、効果的な被害

防止手法というのをどのようにお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　本市では捕獲していく従事者の育成確保といったことで、狩猟免許取得助成やハンター保険料の一部助成等を行ってきております。平成３０年には新たに有害鳥獣駆除員として５名が従事する予定となっております。また効果的な被害防止手法につきましては、平成２２年に嘉麻市、桂川町と設置いたしました、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会におきまして、国庫事業を活用し取り組んでおりまして、防護柵の一体的な整備といったものを順次取り組んでおります。しかしながら、最も効果的な被害予防策といたしましては、有害鳥獣の数を減らすことでございますから、引き続き駆除員の方々と連携いたしまして、捕獲活動に取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　鳥獣被害防止措置法におきまして、実施隊を設置した場合は市町村が負担する活動経費に対する特別交付税の措置であったり、狩猟税の軽減措置、銃刀法の技術講習の免除等の優遇措置を受けることができるというふうになっています。また農林水産省においても実施隊の活動を重点的に支援しているということですが、本市での鳥獣被害対策実施隊の活動というのはどのようになっているのか、お示しください。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　本市におきましても、平成２６年度より飯塚市鳥獣被害対策実施隊を設置し、活動いたしております。現在、２０名の隊員を任命しておりまして、住民の被害相談等に迅速に対応いただいているところでございます。近年では住宅地などの市街地での鳥獣の出没が多くなっておりますことから、農作物被害への対応だけではなくて、生活被害への対応がふえてきているという実態でございます。
　しかしながら、生活被害を及ぼす場所等では、捕獲に必要な銃の使用及び罠の設置に制限がありますことから、今後は、住民生活へ被害を及ぼすことがないよう、生活被害への対策方法の検討研究が必要であるというふうに考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、空き店舗対策についてお伺いいたします。中心市街地の空き店舗対策についてなんですが、どのような取り組みをしていらっしゃいますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　中心市街地活性化事業の一環といたしまして、空き店舗ツアー、創業塾を実施してまいりました。中心市街地活性化事業が終了いたしました、今年度、平成２９年度もおいても飯塚商工会議所が実施主体となりまして、空き店舗ツアー、創業塾を実施しております。
　また、新規創業者支援等の補助金として、起業するために必要な広告宣伝費、家賃補助、改装費補助の一部助成といたしまして、上限５０万円の補助金を交付いたしております。中心市街地の空き店舗は今９１店舗ございまして、今年度の空き店舗ツアー参加者は１０名、創業塾

参加者は飯塚市商工会が実施しております創業塾も含めまして、２８名となっておるところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　今の空き店舗ツアー、創業塾を実施されていらっしゃるということですけれども、その成果や課題、その他の対応をどのように行っていますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　空き店舗ツアー、創業塾を開催しておりますが、すぐに創業開始に至っていないという現状はございますので、参加者への事後フォローとして、各種セミナー、講演会などの情報提供を行っておるところでございます。また空き店舗ツアーの参加者には、当初要件に見合う空き店舗が判明せず、その後判明した場合には、その都度ご連絡し、ご紹介をしているところでございます。なお、平成２８年度の空き店舗等への移転を含めます新規出店事業者は、新飯塚地区の６件を含めまして、１８件となっているところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　空き店舗対策について、消費者のターゲットを絞った取り組みも必要ではないかというふうに考えます。こういった考えなんですが、どのように思われますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　ご指摘のように、中心市街地といったものは今医療関連施設、マンション、街なか子育てひろば、健幸プラザの立地によりまして、居住者や施設を利用する方々を中心に空き店舗対策の取り組みを進めていくということも必要であろうと考えておりまして、現在、子育てひろばや健幸プラザの利用者へアンケート調査を実施いたしておりまして、その結果をもとに、関係団体とも協議をしながら、消費者ニーズに合致した対策といったものを行っていきたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　平成２８年、昨年度なんですけれど、九工大の学生が中心市街地活性化のための情報発信システムの開発といった卒業論文を書かれています。その中にいろんな健幸プラザの利用者の方へのアンケートであったりとか、九工大の学生が中心市街地商店をどのように知っているのか、知らないのかといったようないろんなデータが入っておりまして、その中で、卒業された学生が卒業論文の中で書かれている部分があるんですけれども、ターゲットが、中心市街地での先ほど言われた居住者、施設利用者だけではなくて、若者や、特に学生をターゲットとすることも大事であるのではないかというふうに考えているところが一つあるんですね。例えば、若者や学生に商店街に来てもらう手法としまして、商店街で無料のＷｉ－Ｆｉを導入するとか、そういうことによって、スマートフォンを利用する若者が商店街に来ますよと。逆に、若者が来ることによって、その人たちが集う場所をつくったりしなくてはいけないと。新規創業を考えている方へそういったことは、よりＰＲになるんじゃないかというふうに私は思います。
　また、本市が進めています情報化計画のＩＣＴを活用した支援も可能ではないかというふう

に思っております。しかし、そもそも商店街のシャッター化といったものが、これは典型的な外部不経済ではないかというふうに思っています。この外部不経済の拡大が都市問題を引き起こしているというふうに言われております。私はこの中心市街地の活性化の行政の役割というのは、この問題を解決することではないかというふうに考えています。行政がシャッター通りの商店街の魅力を引き下げてしまっているということ認識していただきまして、シャッター化の解消のため、空き店舗に対する、例えば、固定資産税などの税制の見直しをするとか、そういったことの対策を講じて空き店舗をなくすような形で中心市街地の活性化を実現していただければというふうに思っておりますので、どうか、考慮のほどよろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。教育文化について、高齢者や地域住民との積極的な交流の推進についてお尋ねいたします。現在、市内小中学校において地域の高齢者や地域住民の方との連携した取り組みの事例といったものはどのようなものがありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市ではこれまでに地域に開かれた特色ある学校づくりの推進を目的といたしまして、ふるさとへの愛着を育むため、高齢者や地域の方々との積極的な交流を推進するとともに、学校の教育活動や学校運営に保護者や住民の意向を反映させるなど、家庭や地域と連携協力した学校づくりに努めてまいりました。その一例といたしましては、地域の高齢者の学校の教育活動支援の活動が上げられます。地域の高齢者の方々が子どもたちの講師として学校に出向き、読み聞かせや菜園づくり、昔ながらの遊びの伝承など、熟年者ならではの知識や技能を生かした教育支援の取り組みが行われております。また、キャリア教育の一環として行われる地域の職場と連携した職場体験活動や地域と連携した伝統行事を伝承する学習など、各学校が地域の特色を生かした取り組みが行われております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

本市のコミュニティスクールについて、その内容をお尋ねしたいのと、もう１点、地域と連携した教育活動のさらなる推進についての教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市では平成２２年度に高田小学校がコミュニティスクール高田として発足し、現在では、内野小学校、八木山小学校、そして筑穂中学校、頴田小中一貫校がコミュニティスクールとして、地域に根差した特色ある学校づくりに取り組んでおります。コミュニティスクールは、学校運営に関して、市教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進、連携強化を進めることによりまして、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。コミュニティスクールには、学校運営協議会が設置されまして、協議会の委員といたしましては、指定学校の校長及び校長が推薦するもので当該指定校の教職員、地域住民、保護者、そして学識経験者等により構成をされております。コミュニティスクールに指定をされました学校では、運動会や２分の１成人式といった、学校行事や地域の伝統行事などの運営について、学校運営協議会での協議のもと、学校と地域とが一体となって取り組みを進めておりまして、地域とともにある学校づくりの促進に努めているところです。

今後のさらなる推進についての市教育委員会の考え方でございますが、昨年３月に公示されました新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学

校と社会とが共有し、社会との連携及び協働により、これからの時代に求められる教育の実現を図っていくといった社会に開かれた教育課程の重要性が述べられております。市教育委員会といたしましては、これまでも家庭や地域と連携協力した学校づくりに努めてまいりましたが、それらの取り組みをより促進するための有効な仕組みであります、コミュニティスクールについて、今後さらにその推進を図っていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

次に、小中一貫教育のさらなる充実についてお尋ねしたいんですけれども、現在４・３・２制というのを導入されているということですが、この４・３・２制によりどのような教育活動を実施しているのかお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市では、小学校１年生から４年生までの４年間を前期、小学校５年生から中学校１年生までの３年間を中期、そして中学校２年生から中学校３年生の２年間を後期と３つに区分いたしまして、各区分ごとに目標及び具体的な取り組みを定め、９年間を通した組織的、計画的な小中一貫教育を実施いたしております。目標や取り組みの設定におきましては、各中学校区ごとに校区内の小中学校の児童生徒の実態や、教育活動の実際に基づいて定めておりまして、この内容を９年間の教育活動プランとして策定いたしております。このプランに基づいて、各中学校区が校区の特色を生かしながら、小中の合同行事や小学生と中学生による２学年交流などの小中一貫教育を実施いたしております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

今後、さらに小中一貫教育を充実していく上で、学習内容を前倒しにしていくような指導すれば、より学力が向上していくというふうに考えますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在、市内の小中学校は国が定めます学習指導要領に基づいて、カリキュラムをつくっておりまして、どの学校でも限られた時数の中でほぼ同じ頻度で学習指導が行われております。現在の本市の小中学校に前倒し学習を取り入れた場合、限られた時数の中で上学年の内容を盛り込んで学習するため、児童生徒に負担を生じさせることになります。また、学習内容の前倒しを実施した場合に、児童生徒の転校時においても、支障を来すことが予想されます。本市が取り組む小中一貫教育における学力向上では、学習内容の前倒しなどではなく、先ほどご説明いたしましたような９年間の教育活動プランにおいて、前期、中期、後期の各期の学力向上の目標及びその目標達成をするための具体的な学習指導の内容を定め、小中学校が組織的、計画的に取り組みを進めております。

今後とも、これまで本市が取り組んできました小中一貫教育を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

次に、ＩＣＴの教職員の活用についてお尋ねいたします。本市内の教職員のＩＣＴ機器の活用状況というのはどのようになっていますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
教育部長。
○教育部長（久原美保）
コンピューターや電子黒板などのＩＣＴ機器を活用し、児童生徒の学習に対する興味関心を高めたり、思考や理解を深めたりするなどの活用状況について、このたび、飯塚市内の小中学校の教職員を対象に調査をいたしました結果、授業中にＩＣＴ機器を活用して指導することについて、割にできる、ややできると回答した職員は、小学校で７４．８％、中学校で７８．４％、あまりできない、ほとんどできないと回答した教職員は、小学校で２５．２％、中学校で２１．６％という実態でございました。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
今の答弁、ほとんどできない、あまりできないという回答をされた方がすごく多いことにちょっとびっくりしました。そこで飯塚市の小中学校の教職員のＩＣＴ機器のさらなる活用を図る上で、教育現場に対してどのような取り組みや支援体制が必要であるか、その考えをお聞かせください。
○副議長（佐藤清和）
教育部長。
○教育部長（久原美保）
ＩＣＴ機器のさらなる活用を図るためには、教職員対象の研修会を実施するなどして、教職員の資質能力を向上させていくことが不可欠であると考えております。市教育委員会では教職員のＩＣＴ機器の活用能力の向上に向けまして、校内の情報教育推進のかなめであります管理職や情報教育担当者を対象といたしましたＩＣＴ活用研修会を実施し、校内で研修体制づくりを取り組んでおります。具体的には、九州工業大学と連携したＩＣＴ教育研修会や電子黒板の操作に関する研修会などを実施しております。また、このほかにはＩＣＴ機器操作をサポートとする支援員の設置などについて、現在、検討いたしております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
次に、サニーベール市との交流事業についてお尋ねいたします。このサニーベール市とは姉妹都市交流を今行っているわけですけれども、今後の経済交流への発展について、お尋ねしたいと思います。
このサニーベールはシリコンバレーの中心にありましてヤフーの本社もあるわけです。またすぐ近くにはグーグルの本社もあるということですね。そこで、本市からサニーベール市への企業進出というのも、先ほど同僚議員から質問等がございましたが、大事だというふうに思っておりますが、逆に、このような大手のＩＴ関連企業から本市へ進出していただくということも大事ではないかというふうに思っております。例えばですけれども、経済交流を検討していくに当たりまして、本市が進めているＩＣＴ教育の連携であったりとか、本市の強みである大学とヤフーやグーグルといった大手企業のノウハウをうまく活用して、先駆的なシステムを開発したり、それを全国で展開して販売するといったような地域経済の活性化につながるのではないのかなというふうに思っております。これが実現できればそれこそ経済交流への発展だというふうに思いますが、行政としましてはどのように進めようとお考えなのでしょうか。
○副議長（佐藤清和）

行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
昨年９月にサニーベール市より、ヘンドリックス市長が来飯された際に、今後の経済交流への発展について協議を行っております。また、昨年１１月には市長と議長が答礼を兼ねて、サニーベール市を訪問され、非常に前向きなご意見もいただいておるところでございます。議員の言われるとおり、一方通行で考えるのではなく、あくまで双方向での経済交流がこの姉妹都市交流における目標の一つと考えております。ヘンドリックス市長やサニーベール市議会議員の方々、サニーベール商工会議所など訪問時に協議をいただいた方々とは価値ある人的ネットワークを気づかせていただいたと確信をいたしております。このネットワークをうまく活用し、今後もサニーベール市と交流を深めていくことによって、本市とサニーベール市及び両市の関係者にとってのウィンウィンの関係を構築し、経済交流への発展へとつなげてまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
たしかＭＩＭの開発というか海津先生でしたか、アメリカの大学で論文を書かれたのがＭＩＭの始まりですよね。恐らくアメリカのほうでもそういった意味では、こういう教育というものにも関心があるのではないかというふうには私は思います。ぜひ、そういった何かしらの飯塚市の強みを生かしたところで、経済交流ができるようなことをお願いしたいと思っております。それともう一点が、この姉妹都市との今後の経済交流を検討する上で地域課題の解決とシリコンバレーのＩＴを絡めながら、全国に先駆けた取り組みとして経済交流への発展というものを進めていただきたいというふうに思いますけれども、こういった点でどのように思われますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
本市におきましても、例に漏れず、さまざまな分野におきまして、人口減少、高齢化社会における人手不足を解消することについては重要な課題であると認識しておりますが、今後、課題解決に向けた取り組みを検討していく上で、姉妹都市交流だけでなく、外国人を活用した市内における就労支援、あるいは、定住促進に結びつく施策、さまざまな施策の検討も行ってまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
次に、飯塚市地方卸売市場の整備についてですが、移転場所については市場の関係者と同意がとれているとのことですけども、ＪＲ飯塚駅、卸売市場敷きの堀池地区を含めた菰田地区は都市計画マスタープラン等の上位計画との関係ではどのように位置づけられていますでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
都市施設整備推進室長。
○都市施設整備推進室長（髙木宏之）
都市計画マスタープランにおいて、菰田地区は、「新たな活力を育み、住みやすさが実感できる賑わいと潤いのあるまちづくり」を将来像とし、穂波地域のうち、堀池地区は商業、業務地、復興住宅地のまちづくり方針を定めております。また、飯塚市立地適正化計画においては、菰田地区及び堀池地区は、居住誘導区域であると同時に、都市機能誘導区域としており、特に

ＪＲ飯塚駅とその周辺は、ＪＲ新飯塚とその周辺、飯塚バスターミナルとその周辺とともに本市の顔として中枢的な都市機能が集積する区域として中心拠点と位置づけられております。さらに、福岡県が定めております、都市計画区域マスタープランの筑豊広域都市計画区域においては、都市構造の形成方針として、嘉麻市役所稲築庁舎周辺からＪＲ飯塚駅を結ぶ公共交通軸が示されております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

卸売市場移転後の敷地についてはどのようにしようとお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（髙木宏之）

御存じのとおり、県卸売市場の敷地は約６万５千平方メートルと広大であり、ＪＲ飯塚駅の近くに位置しております。また、卸売市場敷を含めたＪＲ飯塚市駅周辺地区は、飯塚市立地適正化計画で居住誘導区域、都市機能誘導区域、中心拠点と位置づけられている区域でございます。卸売市場敷を含めたＪＲ飯塚駅周辺の整備は菰田及び堀池を含めた周辺地区の活性化だけでなく、本市全体の活性化を左右する重要な場所であると認識をいたしております。活性化に当たりましては、一体的で効果的な土地活用をすべきであると考えておりますが、まだ方向性は決まっておりませんので、地域住民の意見もお伺いしながら、今後の方向性を定めていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

活性化の基本方針を策定するに当たって、地域住民の意見はどのように聞き入れられるのか。それともう一つが活性化の基本方針では上位計画との整合はどのように図っていくのか、例えば立地適正化計画の内容を変更するようなことがあるのかどうか、そういったところをどのようにお考えかお伺いします。

○副議長（佐藤清和）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（髙木宏之）

菰田及び堀池を含めた周辺地区の活性化につきましては、地域住民の意見が反映されたまちづくりを推進することを目的としていたしまして、ＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会を立ち上げております。その会の活動内容は、会員である地域住民自身が、ＪＲ飯塚駅周辺地区の現状把握、問題点や課題の抽出及び整理をして、その分析や対策を考え、目指すまちづくりの方向性の意見集約を行い、市への提言を目指すものでございます。このＪＲ飯塚駅周辺地区の活性化を考える会からの意見も考慮いたしまして、菰田及び堀池を含めた周辺地区の活性化の基本方針を定めていきたいと思っております。上位計画との整合性でございますが、先ほど言いました、菰田地区及び堀池地区につきましては、マスタープラン、立地適正化計画に沿った基本方針を策定することにいたしておりまして、その立地適正化計画の内容を変更するのではなく、都市機能の誘導と一体となった居住の誘導を図る基本方針を定めていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

最後の卸売市場の移転後の土地活用は、今後、方向性を定めていくということですが、期間

についてはどのようにお考えでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　都市施設整備推進室長。
○都市施設整備推進室長（髙木宏之）
　新卸売市場の開場は平成３３年４月を目指しております。卸売市場の移転後の土地の活用は、その期間にあわせて計画を進めていきたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、空き家対策についてお伺いいたします。現在、空き家対策計画を作成しておられるようですが、私が以前一般質問で空家法で対応ができない空き家等について、本市独自の条例を制定し対応する考えについてお尋ねしました。代執行により空き家を解体除去した場合に、債権回収の方法として、強制徴収を行う場合、土地の差押え登記や競売、公売を行う際に相続放棄、相続人や所有者が不明である場合、相続財産管理人や不在者財産管理人の選任に関する条例の制定についてもお尋ねしましたが、この制度の導入には消極的な回答だったと思います。今回の計画には同制度の活用も盛り込まれているというふうに伺っておりますけれども、どのような経緯で盛り込むことにされたのでしょうか。
○副議長（佐藤清和）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　相続財産管理人制度を利用する場合、市は利害関係にない場合の事案については、申し立てることができないことから、利害関係がなくても申立人となれる旨の条例化についてのご質問をいただいていたものと考えております。今回の計画で想定しておりますケースは、市が代執行を行い、費用負担をした場合でございます。財産管理人選任申し立てをした場合でも跡地等の売却ができず、除却費用も捻出できない場合も考えております。また、相続財産管理人や不在者財産管理人の選任については、実務上選任の申し立ての予納金として数十万以上の納入が必要となります。しかし、問題の解決策として、この制度を他市では活用した事例もあることから、今回の計画には必要であると判断したものでございます。運用につきましては、今後より慎重な判断が必要であると考えております。
○副議長（佐藤清和）
　４番　兼本芳雄議員。
○４番（兼本芳雄）
　次に、老朽化したマンションのような中高層の鉄筋コンクリート造りの集合住宅等の空き家についてなんですけど、全室空き家の場合を除きまして現行の法律では対処できないものというふうに考えます。マンションには通常、入居者等で組織された管理組合があり、建物の不具合等については管理組合が対応すべきであると、こういうふうに考えますけれども、管理不全になったマンションがごみ屋敷になった事例もあるようです。そのような場合、行政が何らかの措置を講じる必要が生じてくるのではないかと懸念していますが、条例等で規定し対応することを検討されているのかお尋ねします。
○副議長（佐藤清和）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　マンション等に限らず、土地建物等の適正化につきましては、基本的には所有者の責務であるということでございます。都市圏における年数を経過したマンションにつきましては、１室が空き家になり、管理不全状態になっていることもあると聞きます。このような場合でも管理

組合が所有者に改善をお願いするなどで対応し、亡くなられて相続人がいない場合の物件でも老朽化しても十分使用可能なものも多く、相続財産管理人制度を利用し売却している事例もございます。マンションなどの共同住宅におきましては、全室が空き家にならないと、空家特措法の対象にはなりませんので、行政として対応するためには条例化が必要となります。現在本市では、マンション等につきまして、管理不全による苦情や相談はいただいておりませんが、今後の課題となる可能性は十分ございますので、状況を確認しながら対応策等について、調査研究を行ってまいります。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

この空き家問題、安全性の低下、公衆衛生の低下、環境の悪化や地域イメージの低下など、外部不経済の要因になっていると思うんですね。解消するのは、やはり、先ほど言いましたが、行政の役割ではないかと思っております。空家等対策の推進に関する特別措置法以上に踏み込んだ行政指導ができるような条例づくりや同法の対象外の建築物に関して、空家法と同等の措置を講ずる条例づくりを私は考えていただきたいと思っておりますので、そういったことを要望しましてこの質問を終わります。

最後になりますが、先日、行政報告では１０年後の飯塚市のお金の話を伺いました。今、財政調整基金１４６億円でしたか、１０年後には１９億円ぐらいに減ってしまうと、かなりの量が減ります。何かあるときに何もできないような状況ではないかと思っておりますし、先ほどご答弁いただきましたように、行財政改革もほぼやり尽くしたというようなことですので、市長は、そういった意味でもチャレンジ元年と言われているんではないかと思いますので、経済施策をことし１年、具体的なものを進めていっていただければと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後　２時５３分　休憩

午後　３時０６分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。会議時間を午後６時まで延長いたします。２５番　勝田　靖議員に発言を許します。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

本日、最後の代表質問になるかと思います。民進党市議団を代表して、昨年に続き、片峯市長に平成３０年度施政方針に対し、質疑通告に従い、代表質問を行います。

昨年１１月に片峯市長が誕生し、はや１年２カ月が経過したわけですが、この間の市長のフットワークの軽さと行動力、実行力には頭が下がる思いです。つい先日の２月１６日に、久しぶりに市長主催の総合教育会議に傍聴参加させていただきました。座長の務めだけでなく進行、調整等における手腕にしても、さすがだなと感心させられました。本当にありがとうございました。

そこで今回、今年度の施政方針を昨年度と比較しながら、じっくり読ませていただきました。本年の大きな特徴としては、昨年の副題、「共に創り　未来につなぐ　幸せ実感都市　いいづか」にかわり「チャレンジ元年～未来に向けた挑戦の年」と位置づけられました。このことについては、西日本新聞にも掲載されていましたが、この変更に至るまでの経過を含め、修正さ

れた意図を市長にお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　元教員としての大先輩に、そのようにご評価いただきまして、非常にありがたく、また怖くも感じております。皆様のご支援をいただきながら、市長に就任しまして、ちょうど１年が経過したところでございます。この１年、本物志向と未来志向のまちづくりというものを想定しながら、私なりに取り組んでまいりましたが、本市の将来を考えたときに、２つの点を危惧しております。
　御承知のとおり、本市は、平成７年から人口が減少し、少子長寿命化も進行しております。このため、人口減少対策を私ども行政の大きな使命として職員数の削減や事務事業の見直しなど、行財政改革に注力し、議員各位を初め、市民の皆様のご理解と職員の努力により、健全な財政運営に取り組んでまいりました。今後も社会保障費の増大やインフラの老朽化対策などの影響により、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれており、引き続き、職員一丸となりまして、着実な改革を進めていかなければならないと考えております。しかし、一方で私は、本市が福岡市、北九州市の間にあって、立地条件からするとチャンスのポジションであり、また逆に、その間にあって、埋没するピンチにもなるのではないかと危惧しております。確かに、本市は福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセスに利便性を有しており、発展性の可能性のある地域であることは間違いありません。しかし現状、福岡都市圏と北九州都市圏との間には、新宮町や福津市など、沿岸部が現在大きく発展している状況が見られ、このままでは両都市圏への人口流出、企業の流出が逆に加速してしまうのではないかと危惧しているわけでございます。
　もう一つは、昨年１１月にサニーベール市を訪問し、企業の視察、そしてそこで研究や勉学に励む若い方と意見交換を行いました。遠隔医療の現場なども体験しましたが、変化のスピードが予想を上回るほど早いことを実感しました。私はこれからの時代、いや近い将来、あらゆるものがインターネットでつながる、そのような環境がＩＴ技術や通信技術の進化と相まって、暮らしの隅々まで浸透し、企業活動にも大きな影響を及ぼすものと考えております。先ほど質問がありましたような、ここで危惧も覚えておるわけでございます。また、電気自動車の普及も私どもの暮らしに大きな変化をもたらすと考えております。自動運転技術の進歩も同様であります。そのような中、今の飯塚市はそのようなＩＴの環境を受け入れるための準備に、しっかりと取り組んできたかどうか、社会が進もうとしているイノベーションに対応をしていけるかどうか、その点も危惧をしています。このような思いの中、健全な財政運営を図りつつ、未来への投資をおそれずに、未来に向けたまちづくりに積極的に挑戦したいと考え、そして、その流れを定住人口増、そして税収増、それらをもって市民サービスの向上に当て、それがまた内外ともに市民の方、そして外からの方に喜んでいただき、さらに人口増につなげていくというようなサイクルをつくりたいということで、本年を「チャレンジ元年～未来に向けた挑戦の年」と位置づけ、その土台となる取り組みを本年進めてまいりたいと考えておる次第でございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　ぜひ平成３０年度が、未来に向けた挑戦の年となるように頑張っていただきたいと思います。
　では、まちづくり協議会の現状についてお尋ねしたいと思います。最初にお伺いしたいのは、地域コミュニティの活性化ですが、地域公民館が交流センターとしての拠点施設となり、まちづくり協議会を中心として整備を含め、地域の推進役として活動するようになっているようですが、現在、本市でまちづくり協議会として活動している協議会は何団体登録され、それぞれ

の協議会の人口はどうなっているでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　まちづくり協議会の組織構成につきましては、先ほどの答弁と重なりますけれども、地区地区によって異なっておりますが、主な参画団体といたしましては、自治会、地区公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会等が参画をいたしております。各地区の登録団体とその人口というご質問でございますけれども、昨年９月末時点での数字を述べさせていただきます。
　飯塚片島が３４団体、７１１９人。菰田が１８団体、３９１５人。立岩が２９団体、１万４８５人。飯塚東が１４団体、８０５５人。二瀬が２０団体、１９０６３人。幸袋が１７団体、１万２４９人。鎮西が１６団体、１万２１３７人。鯰田が１９団体、６８２９人。穂波地区が３２団体、２万５８３７人。筑穂が３７団体、１万７８人。庄内が３７団体、１万５０３人。頴田が８団体、５６４１人という状況でございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　ではもともと、このまちづくり協議会を組織するときの趣旨、それはどういったふうになっていましたか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　これも先ほど述べさせていただきましたけれども、人口減少、少子高齢化、核家族化など急激な社会の変化、複雑になる住民ニーズなど、行政だけでは対応が困難な状況となっておりまして、市民と行政が協働でつくるまちを実現するために、行政と対等なパートナーとして、地域を代表する組織、まちづくり協議会を組成の上、地域の活性化を目指し、協議会の支援を務めているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　合併当初、本市では数多くの合併の際に生じた事案を平準化を図るという合い言葉の中で統廃合を含め、整理を行ってきたと思います。旧飯塚市においては８協議会、旧町においては、４協議会、合わせて１２協議会でスタートしたと思います。しかし、穂波地区に関しては、人口は平成２９年９月現在で２万５８３７人。自治会加入世帯数が６８１５世帯、自治会数は５１という数値になっています。もともと、この地区は穂波東校区と穂波西校区とで分かれていて、地域性も文化も歴史もそれぞれ異なるもので形成された地域ではなかったかと思います。それをこの穂波地区において、まちづくり協議会が１つであるというのは理解しがたいわけです。穂波地区において、まちづくり協議会が１つになった明確な理由づけをお聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　まちづくり協議会の組成にありましては、当初、対象区域を公民館の管轄する区域として、そういう想定でスタートさせていただいております。穂波地区のまちづくり協議会の設立におきましても、地域の趣旨説明を行い、一定の理解を得まして現在の穂波地区のまちづくり協議会として１つの組織になったものでございます。

○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　地域の一定の理解を得て、１つの組織になったということですね。でもやはり、平成３０年度から交流センター化をしていき、新たな取り組みがスタートするのであれば、当然この穂波地区のまちづくり協議会のあり方を検討し、二分化するべきではないかと私は思います。また、組織上に問題があるのではないでしょうか。見解をお願いいたします。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　先ほども述べましたとおり、人口から判断いたしましても、穂波地区は飯塚市内１２地区の中で、一番大きな地域となっております。まちづくり協議会を分割することも検討しているところでございますけれども、以前より意見をいただいております課題、組織的な問題、地域の活動状況の現状、拠点の取り扱い等を勘案しながら、それぞれの地域の意向等も踏まえまして、地域の方々と話し合いを重ねてご理解を得ながら調整を図っていきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　現在、進行しているまちづくり協議会のあり方は公平さ、公正さから考えても、私はおかしいのではないかと思っています。このことに関して、穂波地区住民の方々のご意見はお尋ねになったことがあるんでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　課題というのは、お伺いしておりますし、そういう意見も聞いております。重ねの答弁になりますけれども、今までの地域の方々の意見を踏まえまして、引き続き、より密に地域の方々、まちづくり協議会を中心とする地域の皆様と話し合い、先ほどの答弁と重なりますけども、ご理解を得ながら調整を進めてまいりたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　穂波地区に関しましては、先ほど申しましたように、まちづくり協議会の組織人員、あるいは組織編成にも私は問題があると考えます。特に組織編制に関しては、他のまちづくり協議会と比べて大きく異なっており、まちづくり協議会の会員に理解が進むまで、時間がかかる組織構造になっており、その人口数がネックとなっているんじゃないでしょうか。今まで再三指摘をされ、それにもかかわらず、一向に進んでないことに対して遺憾に思います。今後は、今答弁にありましたように、早急に進めていかれますことを要望するとともに、まちづくりの活動拠点となる穂波公民館につきましても現在地で存続し、早急に整備していただきますよう、あわせて要望いたします。また現在、各地区まちづくり協議会は、主に市からの補助金を財源に事業を進めておりますが、市からの補助金の限界があると思いますし、新しい事業を行うからといって、全てにおいて補助金を要望することも本来のまちづくり協議会の趣旨とは違うのではないかと考えます。活動中期になった今、交流センター化になることにより、社会教育法の縛りが緩和され、まちづくり協議会も、みずから自主財源の確保が行いやすくなります。まちづくり協議会では、地域全体、全住民でつくり上げる組織だと認識しております。地域の自立、

協働のまちづくりの推進のため、まちづくり協議会の本当の意義を住民の皆様に広く伝え、意識を向上させて、地域課題に取り組むべきだと考えます。どうか、まちづくり協議会、地域の皆様と積極的な協議を行っていただき、地域で一体的なまちづくりの推進を行っていただくことを強く要望してこの質問を終わりたいと思います。

次に行政経営についてですが、飯塚市第二次行財政改革前期計画が最終年度となり、計画全体の進捗状況を確認するとともに、新たな後期計画を策定し、より一層効率的な行動運営を推進していくと書かれてありました。またあわせて、平成２９年度に策定した公共施設等のあり方に関する第３次計画に基づき、公共施設等の最適化を推進するとともに、有効利活用を図ってまいりますとも書かれてあります。そこで、公共施設等のあり方に関する第３次計画の一番の売りといいますか、特色はどんなところにありますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

今後の人口減少や厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、現在の公共施設を所有し続けることは非常に困難な状況でございます。公共施設等のあり方は、将来のまちづくりを考えていく上において必要不可欠な計画でございます。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化、公共施設等の最適な配置について実現することを本計画で位置づけております。具体的な数値目標には、公共建築物の総量について今後３０年間で対象延べ床総面積約７０万平方メートルから約５６．５万平方メートルまで、約１９．３％の縮減目標を定めているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

約２割の公共建築物の総量を縮減していこうとしていることは理解できます。そこで、合併して十数年が経過した現在、公共施設の有効利活用に関し、市民の実情や特性にあった有効利活用がされている施設等を具体的に説明をしていただきたいと思います。また今後、有効利活用していこうと計画している公共施設等があればお答え願います。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

合併後の公共施設等の有効利活用としましては、組織再編等に伴い、余裕スペースが生まれた支所、庁舎の利活用が具体例として挙げられます。穂波庁舎では、３階の空きスペースを「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター」に貸し付けております。筑穂庁舎では、４階を民間企業に貸し付け、１階はふれあい広場、３階をふれあい交流センターとして地域の方々や高齢者の生きがいづくりのために活用いたしております。また今後、有効利活用を図っていく公共施設についての計画は、施設分類ごとに定めております最適化方針に基づき、第３次実施計画に示しておりますので、存続する施設、廃止後の跡地の利活用については、公共施設ごとに具体的な調整を図っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

この公共施設等の最適化と有効利活用について協議を行うのは、どういった機関でされているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
これまで、飯塚市行財政改革推進本部を中心に、全庁的な意見を取りまとめ、市民説明会を初め、飯塚市行財政改革推進委員会に報告しておりましたが、本年度から公共施設等のマネージメント総括部署として、行政経営部がその事務を担っております。現在は有効利活用検討委員会を中心に意見を取りまとめ、部長会、庁議等を経まして、本市の意思決定をすることといたしております。
○議長（藤浦誠一）
２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
では、その有効利活用検討委員会の中で、最も重点的に取り上げて話し合われている内容はどういったことでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
有効利活用検討委員会では、施設の譲渡、委譲、貸し付け、貸与における有償、無償の判断、譲渡先の選定、あるいは施設の余裕スペースの有効利活用に関することなど、公有財産の有効利活用について検討し、意見を取りまとめていくことといたしております。
○議長（藤浦誠一）
２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
では現在、本市において公共施設等として利用していない跡地、もしくは施設等はどれくらい存在しているのでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
既に用途を廃止いたしました跡施設、跡地については、公営住宅跡や学校施設跡、保育所跡などが重立った公共施設等として挙げられます。それぞれの目的で利用していた公共施設であり、公有財産でありますので、跡地利用を継続して検討している施設もございます。その場合、各所管部署は廃止後であっても、草刈りなどの維持管理を必要としている施設もございますので、件数等につきましては、今現在はなかなか集約が難しいところでございます。
○議長（藤浦誠一）
２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
本市の合併後、大変厳しい財政状況が続いていると思います。近年にない少子高齢化が進み、公共施設等の運営状況や最適化を踏まえた有効利活用は、長期的な視点で市民の負担とならないように維持管理することも大事だと思います。思いますが、余りにも四角四面的な事務的活用にならないことを強くお願いしたいと思います。したがって、まだ未利用財産といいますか、利活用されてない施設等の利活用方針等を明確に示し、市民のための市民の利活用の促進を図っていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
今後存続していくとしております施設等につきましては、その施設等に空きスペース等がある場合においては、地域コミュニティの促進やＮＰＯ法人を初めとする民間等の活力向上を図

るなど、まちづくりと連携した有効利活用を検討し、利用の促進を図ってまいります。また公共施設等の有効利活用を検討するに当たっては、利用者の利便性向上と、施設の利用促進の検討も必要であり、近隣自治体との広域的な連携を推進し、公共施設等の総合利活用についても、検討を行っていくことといたしております。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

公共施設等の利活用を検討する際に、やはり市民や将来の子どもたちのことをじっくり考えて、そして取り組んでいただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、健康・子育てについて、学童期の虫歯予防推進事業についてお尋ねします。平成２８年１２月議会で学童期虫歯予防推進事業について、私は一般質問をいたしました。その際、こども・健康部長は答弁の中で、県より事業内容について説明を受けていないので詳細は把握していない。事業概要として、学校関係者や保護者に対し、歯磨き指導とあわせて、科学的根拠に基づく虫歯予防に対する正しい知識を普及、啓発し、予防に関する意識を高めることで児童に対する適切な歯科保健指導を推進することを目的とする事業であると認識しているといった答弁でありました。その後、この事業はどうなっているでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

その後の事業でございますけれども、現在の県の学童期虫歯予防推進事業は継続されております。この事業の一つは、学校で子どもたちにフッ化物洗口うがいをさせることで虫歯にならないようにするというものでございます。平成２６年度から２８年度に学校、保護者への事業説明等を行い、平成２９年度、３０年度にモデル校を選定し、実施する予定となっております。当初、県内全ての小学校で学校説明会等の保護者説明会を開催する予定となっておりましたが、学校説明会では６割、保護者説明会では５校しか実施ができていない状況でございます。平成２９年度からのモデル校を実施につきましては、平成３０年度からの実施を含め、１０校程度の予定となっております。なお、この学童期虫歯予防推進事業のフッ化物洗口の実施につきましては、最終的には各市町村の予算での実施予定となっております。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

この件については、先ほど言いましたように昨年の１２月の県議会において、民進党の野田議員が、この事業の必要性と進め方について小川知事と教育長に質問されているんです。そのときに、私も前回の一般質問においては、必要性はもちろんのこと、やっぱり一番に安全性のことが危惧されていましたので、このことは指摘させていただきました。この取り組みは小学生でだけでなく、幼稚園、保育園等でも試行的に実施されているような地域も全国的にあるわけですね。そこで、あえてお尋ねしますが、一昨年の私の一般質問以降、どんな話し合いをし、どういった協議をされてきたのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

その後でございますけれども、県からの事業説明及び依頼等もあっておりませんので、事業の実施の是非については、特段の協議は行っていない状況でございます。ただし、議員の一昨年のご質問以降、事業内容及びその課題等につきまして、関係者から聞き取り及び情報収集を行ってきたところでございます。課題につきましては、子どもたちに安全であることが科学的

根拠に乏しい物質を日常的に口に入れることの危険性や、実際の実施時の安全確認などが挙げられます。
○議長（藤浦誠一）
　２５号　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　事業実施の是非についての協議は行っておりませんということですけども、やはり前回も県より正式な依頼や事業についての説明があってないだとか、情報がないとか、判断できるものはないということで言われていたんですね。でもこれ、子どもたちのやっぱり安全とかにかかわるんですね。場合によっては誤飲することで、生命にもかかわるようなことがあるわけです。今回改めて、もう一度見解を求めます。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　先ほどの答弁と重複になりますけれども、県からの事業説明や依頼があっておりませんので、事業の実施は、県の動向、指導を受け、対応を検討することになると考えておりますが、保護者説明会の実施も、先ほども述べましたとおり少数にとどまっておりまして、その理解についても進んでいないと思われます。本市での実施につきましては、現状、フッ化物洗口の危険性についての検証とともに、その事業実施の環境整備に課題が多いという判断をいたしているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　今の答弁を聞いて、少しちょっと前向きになっていただいたかなと、少しだけ安心しています。これは県議会の答弁の中でフッ化物の安全性は科学的に認められていると認識していると言われたんですよね。フッ化物洗口を推奨する歯科医師会が、その科学的根拠とする学術論文等はどういった内容になっているでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　日本歯科医師会のホームページからの情報になりますけれども、推奨する主な根拠といたしましては、日本歯科医師会の「フッ化物応用についての総合的見解」。それと日本口腔衛生学会の「今後の我が国における望ましいフッ化物応用への学術支援」。３つ目に、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」が書かれております。一つ一つ説明をさせていただきますと、日本歯科医師学会の「フッ化物応用についての総合的見解」におきましては、国民の口腔保健向上のため、フッ化物の応用を推奨することと、我が国におけるフッ化物の適正摂取量を確定するための研究の推進を推奨することとなっております。２つ目の日本口腔衛生学会の「今後の我が国における望ましいフッ化物応用への学術的支援」におきましては、国民の口腔保健の向上を図るため、フッ化物局所応用、並びに水道フロリゼーションを推奨することとなっております。３つ目の厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」におきましては、健康日本２１における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要というふうな表記になっております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　これ、厚労省のフッ化物洗口ガイドラインの中でも、有効な手段としてフッ化物の応用は重

要とはなっているんですが、これ安全であるとか、害はないとか一切書いてないんですよね、そのことに関しては。では、そもそもフッ化物とはどういった物質なのでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　水や食品中の無機の付加物のフッ素がフッ化物でございますけれども、フッ化物を過剰に接種することにより中毒を起こすとされております。フッ化物洗口では急性中毒の危険性や、発がん性を含む長期的服用の危険性について議論がなされているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　そうなんですよね。本当にいろんな問題が考えられるわけです。私も教育者の端くれでしたので、やはり子どもたちのことを一番心配するわけです。中でも、教育現場等で一斉に集団うがいでフッ化物洗口するとしたら、やはり安全性に疑問を持たざるを得ません。市として仮にこれを実施するにしても、誤飲等の事故が生じた際に、どこが、誰が説明責任をどう果たすつもりなのでしょうか、お尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　これまでの答弁と重複いたしますけれども、現在、県からの事業説明、依頼があっておりませんので、事業の実施の検討までには至っておりませんが、現状さまざまな課題があると考えております。子どもたちへの安全確保は最も重要なことでございますので、教育現場で集団で一斉にうがいでフッ化物洗口をすることを市が検討することに当たっては、その安全性について十分検討を行い、その上で、保護者及び教育現場のスタッフにその事業説明を丁寧に行い、実施に当たっては、その安全性が十分に担保できると判断することが事業実施の条件になろうというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　ぜひ的確な情報収集等を十分に行って必要性、安全性、有効性等を関係各課と十分な協議を行っていただくことを強くお願いして、この質問を終わりますので、本当によろしくお願いいたします。
　次に、健康・子育てで子育て支援についてですが、子どもの貧困対策の推進について、ちょっとお尋ねしたいと思います。私は、「子ども貧困対策の推進に関する法律」について、本市の実態や取り組み等について一般質問を行ってきたわけですが、まず最初に、「生活困窮者自立支援法」で実施されている事業には、どういった内容の事業があったでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　先ほどのご質問でも答弁させていただきましたが、平成２７年度より「生活困窮者自立支援法」が施行されております。これにより、法律の必須事業でございます、さまざまな問題から生活に困窮されている方などの要援護者に対し、自立、就労に向けた、さまざまな支援サービスを総合的に、また一体的に提供するための生活自立相談室の設置の成果について答弁させていただきました。この事業のほかに実施している事業でございますが、平成２５年度より毎週土曜日に市内２カ所の公民館において小中学生を対象として、開催している子どもの学習支援

事業がございます。またそのほか、これも先ほどお答えさせていただきましたが、生活自立相談室での相談内容からその重要性を認識されました家庭相談支援事業を平成３０年４月から実施する予定としております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　平成２８年６月頃のデータによりますと、ひとり親家庭の貧困率が５４．６％というデータ報告あったわけですが、飯塚市においてはひとり親家庭の実態把握はどうなっているでしょうか。また生活困窮者自立支援法で実施されている支援事業を受けている方はどうなっているでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　ひとり親家庭の実態につきましては、平成２９年４月末で、母子世帯２６０９世帯、児童数４４１９人。父子世帯４７２世帯、児童数７６１人。養育者世帯７１世帯、児童数が８８人。合計で３１５２世帯、児童数５２６８人となっております。近年の状況といたしましては、世帯数、児童数とも減少傾向になっております。また、生活困窮者自立支援法の事業によるひとり親家庭の支援状況でございますが、生活自立相談室への相談支援状況からお答えいたします。この相談室は平成２７年度より開設しておりますが、開設から昨年１２月までの相談件数が合計４６４件中、ひとり親家庭からの相談は３１件ございましたので、全体の７％弱にとどまっております。相談内容は、金銭的問題と離婚後の生活不安による相談がほとんどでございます。また相談室へのひとり親世帯から相談件数が少ない理由といたしまして、子どもを引き取り、離婚したものの、全く収入のあてがないなど、緊急的な支援を必要としているため、直接、生活保護申請をされる方が多いためであると分析しております。また、住居確保給付金の申請でございますが、これも法施行から、昨年１２月末までの合計で１１件の申請がございました。このうち６件がひとり親世帯からの申請でございますので、全体の半数以上。また子どもの学習支援事業では、今年度の登録者数４３名中２２名の子どもがひとり親世帯の子どもでございますので、やはり半数以上の５１．２％を占めておる次第でございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　次に、ひとり親家庭が受給できる児童扶養手当の受給者で、平成２９年４月分の実態をお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　ひとり親家庭の実態と関連した児童扶養手当の受給状況でございますが、平成２９年４月時点の実態につきましては、全支給額のひとり親が１１１５世帯。内訳といたしまして、母子世帯が１０４９世帯、父子世帯が４９世帯、養育者世帯が１７世帯となっております。支給額が５４２９万６１００円となっており、所得制限による一部受給世帯が７５３世帯、この７５３世帯の内訳といたしましては、母子世帯が６７５世帯、父子世帯が７３世帯、養育者世帯が５世帯、支給額が２４７３万４６５０円。この世帯の合計といたしまして１８６８世帯、児童数３０２６人、総額７９０３万７５０円の児童扶養手当を支給しております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）
　この数字から本市的な傾向としてどう捉えたらいいのかお尋ねします。また、生活困窮者自立支援制度の中で、一昨年の答弁の中で、子どもの教育に関する教育支援は学校教育課が、就労支援、離職して住まいを失った人への家賃相当の給付金、つまり経済的支援については、子育て支援課と保護課が主にかかわっているということでしたが、ひとり親家庭の貧困世帯ではどんな支援が必要だとお考えでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　ひとり親世帯数及び児童数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、近年減少傾向となっております。また経済的支援の一つであります児童扶養手当につきましても、近年の受給者数が減少しており、経済的支援については対象である１８歳未満の人口減あるいは有効求人倍率の増加による社会経済が好転しつつある状況がうかがえることが要因と考えております。しかしながら、依然としてひとり親、特に母子家庭の平均年間収入が低く、就業状況の非正規の割合が高い状況が続いていることからも、ひとり親家庭に対する就労支援を継続的に行うことが必要であると考えております。また、生活保護受給世帯でございますが、生活保護費では、憲法第２５条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、国が定めたさまざまな扶助費を支給しております。平成２８年度における本市の生活保護受給世帯４４４４世帯のうち７．４％、３２７世帯がこのひとり親世帯でございますが、このようなひとり親世帯に対しまして、通常の生活扶助費に加え、１人目の子どもが月額２万１２００円、２人目は、さらに１６９０円。３年目から１人８５０円を合わせて、母子加算として支給しているところでございます。この加算につきましては、子どもの貧困防止やひとり親の自立促進のための特別な需要に対応するというようなさまざまな観点から支給されております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　まさに子どもの貧困、まさしく生活格差が学力格差へ私は結びつくと考えています。子どもの貧困を解決するには、私は親の生活を改善することが一番必要ではないかと考えています。雇用や家計支援に話が及びますと、なぜ親がもっと頑張らないのかとか、離婚するからだといった反応が一気に来ます。しかし、例えば貧困の連鎖を放置することで、支援をすれば納税者となりうる子どもたちが、生活保護受給者となり税金を使う側になり得るわけですよね。つまり排除は結局高くつく、そういったことになると思うわけです。したがって、実態把握をきめ細かに実施し、実態に応じた適切な支援を講じることが大切だと思うわけですが、見解をお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　子育て支援課では、ひとり親世帯に対する支援の相談窓口として、母子・父子自立支援員を２名配置し、関係機関と連携しながら、ひとり親世帯に対する自立促進を支援しております。特に就労支援については、自立、就労に向けた課題や阻害要因を把握し、一人一人の実態に応じた適切な支援を行うことで、就労あるいは安定した就業関係を提供することが重要であると考えております。また生活保護受給世帯では、ひとり親家庭等を抱える諸問題に対し、専門的な知識と豊かな経験を有するひとり親相談支援員を配置しております。この支援員はケースワーカーや各関係機関と連携しながら、母子家庭などのひとり親家庭の自立助長を図るとともに、その家庭が健康で文化的な生活を実現できるよう、あらゆる側面から支援を行っていくもので

ございます。離婚などで生活保護を受給する母子家庭等、ひとり親世帯では監護、養育される子どもたちの生活において、児童虐待、不登校、社会生活への不安などさまざまな問題の発生する可能性が高い傾向が見られております。このような現状を鑑み、社会的自立を阻害する課題の発見と解決を図り、積極的な支援指導を行うことで、自立の促進を図り、貧困の連鎖を断ち切れるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

そうなんですよね。積極的な支援や指導で貧困の連鎖を断ち切ることができると私もそう考えております。このことについてはよろしくお願いして、質問を終わりたいと思います。

次に高齢者の貧困対策については、一定の理解ができましたので質問を取り下げたいと思いますので、よろしいでしょうか。

次の教育文化ですが、いじめに関してが一番になっていますが、先に、確かな学力を育む教育の推進についてのほうをさせていただきたいと思います。まず、確かな学力を育む教育の推進についてですが、確かに合併後のここ数年の本市の学力は一定水準にまで向上し、安定期に入ってきたかと思われるぐらい落ちついた学力の状況だと評価しております。本年度につきましても、９年間を見通した小中一貫教育を柱として、多層指導モデルＭＩＭ、徹底反復学習、協調学習の３つの施策を基盤として、電子黒板やＩＴ機器の効果的活用、プログラミング教育等の情報教育の効果的な活用を推進するための取り組みをされるということで非常に楽しみにしております。そこで少し見方、考え方を変えてお尋ねしたいのですが、そのような先進的な教育の実施に加え、教育現場には文部科学省や県教委が推奨する施策が、次から次へと通知、通達でおろされている現状があります。そのような中、教育現場の教職員がどのような状況にあるとお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市の教育現場におきましては、これからの変化の激しい社会を見据え、未来の飯塚市を担う子どもたちに、知・徳・体にわたる生きる力の確実な育成を基盤に、２１世紀を生きぬく力の育成に向け、積極的にさまざまな教育活動に取り組んでおりますが、その結果、着実な成果を上げており、これも本市の小中学校の教職員の努力の積み重ねであると捉えております。一方、その努力の影で教職員が過重労働にならないよう県教育委員会の通知、通達等の機会を通して、超過勤務の縮減に向け、業務の見直しやＩＴ機器の活用等による業務の効率化、また会議の時間や回数の見直し等への働きかけを行っております。実際に超過勤務の実態を把握した場合は、当該校の管理職に対する個別指導を行っております。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

今、教育部長が答弁されたとおり、確かに教職員の努力の積み重ねの結果、学力向上ができたと思いますが、やはりその一方で過重労働になって悲鳴を上げているっていうのは、これは事実だと僕は思っています。きょうはこれ以上、追及質問はいたしませんけれども、今後の機会を捉えて、このことについては明らかにしていきたいと思いますので、きょうは先に進ませていただきます。教育現場で働く教職員は、時間的にも精神的にも労働的にもゆとりがない状況で、事務的に、これをしてください、あれをしてくださいと次から次へと仕事に追いたくられている状況は、これは現在、国がまた新たに進めようとしています働き方改革においても、やはり改めていくべきではないかと思ってます。だからといって、現在進行しています教育施

策をやめてください、そういったことは毛頭考えておりません。そこで市教委は、教育現場の教職員が教育現場で悲鳴的な声を上げている事実や実態等に触れたことはないのでしょうか。また、市教委での担当課や担当者はこういった内容に関して、協議等をなされたことがあるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在、教育現場を取り巻く環境は複雑化、多様化しておりまして、教職員はこうした変化に対応しつつ新たな教育課題にも対応することが求められております。そういう中で教職員が日々の業務に忙しさや負担を感じていることは、マスメディアを通じても広く知られているところでございます。繰り返しの説明になりますが、本市におきましては過度な超過勤務の実態などを把握した場合には、当該校の管理職に対する個別指導を行い、その改善に向け協議をしている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

マスメディア等で知るといった形だけの情報収集や超過勤務の実態を把握したときの管理職指導だけで、教育現場での生の声を生かすことは私はできないと考えています。よく私は全国的に学力の高い東北地方の学校教育の実態として管理職の方々によく話を聞いたんですが、その方々は、私たちは、別段特別なことしていませんよ。家庭学習と自主学習を毎日きちんとさせてるだけです。やはり学校教育を推進させていくには、本市が掲げて取り組まねばならない教育課題もあるでしょう。しかしそれ以上に、本市の地域性だとか特性、あるいは児童生徒の実態に即した教育実践の取り組みも必要だと思うわけです。そこでどうしても気になるのは、これだけ多くの教育課題を克服していくには、教職員一人一人の資質能力の向上を図っていかねばならないわけです。そうなると、教職員が自分の資質能力の向上を図るということは、これは研修会とか学習会しかないわけですよね。本市の教育現場で、先生方はそういった研修等に安心して参加できる学校体制や教育環境、そういったものはどうなっているでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

多様な教育課題の克服には、その教育活動を展開する教職員の資質能力の向上が不可欠となります。ご指摘のとおり研修会に参加するため、教職員が児童生徒を残し、学校を空けることは、当該教職員にとっても、また周囲の教職員にとっても負担となり得ます。そこで、市教育委員会といたしましては、研修会を夏休みなど長期休業中に実施するなどの工夫をしております。そのほかには、学校の管理職等に研修を実施し、その研修を受けた者が自校の教職員を指導する体制づくりなどにも取り組んでおります。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

これに関する最後の質問になりますけども、そのような先進的教育を展開する一方で、私は発達障がいや障がいを持った子どもたちはもちろんのこと、経済的な理由により学習の機会を奪われてる子どもたちをしっかりと見守り、より一層教育を充実していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）
　発達障がいや障がい等の特別なニーズに対応した教育の推進は、飯塚市教育施策の大綱においても、重要施策の一つとして位置づけておりまして、特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の設置、特別支援教育コーディネーター研修会や、発達障がい研修会の実施など、特別支援教育の改善、充実に取り組んでおります。また、経済的に困難な状況にあります児童生徒につきましては、就学援助や奨学金などの制度により経済的支援を行っております。また各学校に対しましては、家庭訪問などを通しての実態の把握や実態に即した対応の実施、また関係機関との連携などについて指導し取り組んでおります。
○議長（藤浦誠一）
　暫時休憩いたします。

午後　４時０６分　休憩

午後　４時１５分　再開

○議長（藤浦誠一）
　本会議を再開いたします。２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　次に、いじめに関してお尋ねいたします。ことしの２月上旬の新聞紙上等で、広島のいじめ、学校対応怠るといった見出しで、いじめに関する記事が報道されていたのを御存じだと思いますが、詳細について市教委は御存じでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　ご指摘の記事は、昨年の７月２４日に広島市佐伯区の市立五日市観音中学校３年生の女子生徒が死亡し、いじめを苦にした自殺であった可能性のある事案についての新聞記事でございますが、現在、市教育委員会といたしましては、マスコミ等による報道の範囲内において把握をいたしております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　市教委は、このいじめに関する記事内容の一番の問題点はどこにあるとお考えですか。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　マスコミ等の報道にもありますとおり、いじめは小学校のころから続き、それは学年が上がるにつれ次第にエスカレートしており、このようないじめが解決されないまま長期に継続しておりました。そして学校側は、そのような実態を把握していたにもかかわらず、いじめという認識が甘く、十分な対応が講じられてなかったことに大きな問題点があると捉えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　こういったいじめ、不登校に関する問題は、学校の校務分掌組織の中に機能化していると思われます、いじめ不登校対策委員会と言われる組織があると思いますが、この教育現場内において具体的にどう機能しているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　市内の全小中学校には、いじめ不登校対策委員会を設置いたしまして、いじめに関する情報を定期的ないじめアンケートの実施や、日頃の様子の観察等により早期に把握し、その情報を共有し、共有された情報をもとに組織的対応を実施するようにいたしております。このほかには、いじめの未然防止に向けた教育活動の推進、家庭との連携、関係機関との連携なども、学校長をリーダーといたします、いじめ不登校対策委員会により取り組んでおります。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　各学校のいじめに関する報告や取り組みなどについては、定期的に市教委に報告されていると思うのですが、その実態と最近の傾向についてお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　いじめの実態と最近の傾向でございますが、市内小中学校で発生したいじめは、小学校、中学校ともに、言葉による冷やかし、からかいが最も多く、遊ぶふりをして叩かれるなどの軽度の暴力が次に多い実態でございます。他の市町村で発生した重篤ないじめは、冷やかし、からかいや遊ぶふりをしての暴力の積み重ねであったことから考えますと、これらの事案について情報把握をしっかりと行う必要があり、気になる点があれば、いじめ不登校対策委員会に報告し、そこで組織的対応を図ることが重要であると考えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　いじめ事案等が発生し、報告があった場合のアフターケアについてお尋ねいたします。当然、当事者や学校側と十分な取り組みや話し合いが行われ、解決に向かうのが一番なのかもしれませんが、範囲を越えることが多々あるかと思います。そのときの相談システムや、解決に向けての取り組み等はどのような仕組みになっているでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　学校の対応のみではその解決が不十分である場合は、関係機関と連携しケース会議を開くなどして、その対応を実施いたします。また、学校の対応に不十分さが認められるような場合には、市教育委員会の担当者を派遣するなどして、当該校への指導を行い、その改善を図っております。また、いじめの被害に遭った児童生徒の心のケアにつきましては、市費カウンセラーによる対応などを実施いたしております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　実際にこのいじめによる自殺といった事案は、本市では絶対に起きてはならないし、起こしてもいけないということは重々承知されていると思います。本市教育行政のトップである教育長のいじめに関する指導方針、見識、意気込みをお伺いしてこの質問を終わります。
○議長（藤浦誠一）
　教育長。

○教育長（西　大輔）
　いじめは児童生徒の心身の健全な発達において重大な影響を及ぼすと考えております。ともすると命にかかわる問題であるとも認識しております。児童生徒が安心して学校生活を送り、それぞれの個性、能力を伸ばし、健やかに成長するためにも、いじめを防止することは、学校教育における重要課題の一つであるとも考えております。いじめを防止するためには、道徳教育をかなめとし、教育全体を通して命を大切にする心や人権教育の推進、あるいはお互いがお互いを認め合い、そして高めあい、協力しあい、助けあうことができる態度や思いやり、寛容の心を育てることが大切となってきます。いじめ防止に向けた豊かな人間性の育成に、これからもしっかり取り組んでいきたいと考えております。また、いじめを防止するためには、いじめに対する学校組織を強化していくことも必要であります。各小中学校では、平成２５年度から施行されております、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定しております。この学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針、いじめ不登校対策委員会を軸としたいじめ発生時の具体的な対応のあり方、またいじめ未然防止の取り組みの内容、家庭や関係機関との連携等をまとめております。この学校いじめ防止基本方針に基づく適切な対応ができますよう、研修会や校長会議等の機会を捉えまして、各学校に指導しております。また、先ほどの答弁にもありましたが、各学校は自校で起きたいじめを市の教育委員会に報告いたします。この報告に対して適切に対応できているかどうかを判断し、不足があれば早急に学校へ指導し、実情によっては支援をしていくようにしております。これからもいじめのない学校づくりに向け、市教育委員会としてしっかり取り組んでまいります。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　次に、スポーツの振興についてです。昨年７月１２日より本年２月８日までに９回にわたって開催されました「経済・体育施設に関する調査特別委員会」で新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場について話し合いがなされてきたことと思いますが、中でも新体育館及び地方卸売市場に関しては、移転先はどこになりましたか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　移転先でございますけども、新体育館につきましては鯰田の市民公園内の健幸スポーツ広場、地方卸売市場につきましては、庄内工業団地グラウンドを建設予定地といたしております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　新体育館建設予定地の健幸スポーツ広場と地方卸売市場建設予定地の庄内工業団地グラウンドではどのようなスポーツがなされているでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　健幸スポーツ広場につきましては、利用はほとんどがサッカーでございます。庄内工業団地グラウンドにつきましても、利用の多くはサッカーでございます。それ以外にソフトボールなどでも利用がなされております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）

では、両施設での利用者数はどうなっていますか。
○議長（藤浦誠一）
市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
健幸スポーツ広場のほうでございますけれども、平成２８年度が６３００人、平成２７年度は６３０５人、平成２６年度が４９２７人となっております。一方、庄内工業団地グラウンドにつきましては、平成２８年度が１万７１１２人、平成２７年度が１万６１８７人、平成２６年度が１万１１１９人となっております。
○議長（藤浦誠一）
２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
次に、飯塚市内の屋外体育施設についてお尋ねします。野球は穂波野球場、筑穂野球場、庄内野球場、頴田野球場。テニスは市民公園テニスコート、穂波テニスコート、庄内テニスコート、頴田テニスコート。プールは、健康の森公園プール、穂波市民プールの専用施設がありますが、サッカー、ラグビーをする方々は、どういった施設を利用されているのですか。
○議長（藤浦誠一）
市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
サッカー、ラグビーの使用施設でございますけれども、サッカーにつきましては、健康の森公園多目的広場、市民公園運動広場、先ほどの市民公園健幸スポーツ広場、穂波グラウンド、先ほどの庄内工業団地グラウンドが主でございます。それと、県の筑豊緑地グラウンドについても多く利用されている現状でございます。一方ラグビーにつきましては、ゴール設備を持っておりますのは、県の筑豊緑地グラウンドのみとなっております。
○議長（藤浦誠一）
２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
では、健幸スポーツ広場、庄内工業団地グラウンド以外の利用者数はどうなっているでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
市の施設でございますけれども、まず、健康の森公園多目的広場におきましては、平成２８年度が１万１３４３人、平成２７年度が１万６８５人、平成２６年度が７８０３人、市民公園運動広場につきましては、平成２８年度が３万４８０９人、平成２７年度が２万４２０人、平成２６年度が２万３５１８人でございます。最後の穂波グラウンドにつきましては、平成２８年度が２万９９７３人、平成２７年度が２万８３２６人、平成２６年度が２万４５４３人となっております。
○議長（藤浦誠一）
２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
平成２８年度の利用者数だけで言いますと、健幸スポーツ広場で６３００人、庄内工業団地グラウンドで１万７１１０人、健康の森公園多目的広場では１万１３４３人、市民公園広場では３万４８０９人、穂波グラウンドでは２万９９７３人、合計しますと９万９５３７人。つまり年間１０万人近くの利用者がいるわけですね。しかし、この移転問題により健幸スポーツ広場、庄内工業団地グラウンドが利用ができなくなり、今後どうすればいいのでしょうか。そこ

で利用者に対して、今後の利用や代替措置等に関する懇切丁寧な説明会はなされたんですよね。お尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　２施設がなくなる予定につきましては、現在サッカー協会や多く利用していただいている団体などに個別に状況説明は行っているところでございますが、代替地等の提案等には至っておりません。現在のスケジュールでは庄内工業団地グラウンドは平成３０年度は使用可能で健幸スポーツ広場につきましても、平成３１年度までは使用が可能とも考えております。早急に利用者への議員が言われます丁寧な説明を行っていきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　個別に状況説明を行ったと答弁されましたが、受けた方にお尋ねしますと、何かキツネにつままれたような説明でわけがわからなかった、そういったことも伺っています。あなた方は、第２次飯塚市総合計画のスポーツ振興の方針の中で、市民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。こういうふうにうたっているわけですよね。新体育館及び地方卸売市場の移転により、スポーツの憩いの場が一気に失われようとしているわけです。今まで実施されてきた公式戦を含め、大会や交流会等にも大きな影響を及ぼしかねないわけです。何らかの手を打つのは当然であり、しかも懇切丁寧に実施すべきことではないかと思うんですが、見解を伺います。
○議長（藤浦誠一）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　総合計画にもうたっておりますとおり、スポーツ振興を図っていきますためには、スポーツ環境の整備が必要でございます。今回別々の計画ではございますけれども、同時期に２つのスポーツ施設、それもサッカーの利用が主となっている施設がなくなることは、関係者にとっても、そのグラウンドを主な活動場所としている団体にとりましても影響は大きいものと考えております。先ほども答弁させていただきましたけども、今後につきましては利用者の皆様のご意見を伺いながら、他の施設の利用調整とともに、これまで利用していなかった施設の整備、利用等を検討、調整を今後図っていきたいというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　恐らく、この件に関してはサッカー関係者を含め、利用者等からも強力な要望書等も提出されると思いますし、場合によっては大々的な署名運動もしていこうといった話も伺っております。使用できなくなってから説明会を開催しても遅いわけですよね。早急に懇切丁寧な説明会を開催し、代替措置等も含めた説明責任を果たしていただくことを強くお願いするとともに、もう一点ひっかかることがあるんです。これは小中一貫校が開設されて、旧小中一貫校の前の学校で、サッカーを使っていた団体がかなりあるんですよ。そこは小中一貫校になりますと、そこのグラウンドは中学校の部活動が中心になるから全く使えなくなる状況が出てきます。そういったこともあわせて、今後検討していただきたいということ要望して、この質問を終わりたいと思います。
　文化芸術の振興についてお尋ねいたします。本市では、平成２０年８月に第１次飯塚市文化振興マスタープランが「市民と行政がつくるまち」、「活力とうるおいのあるまち」づくりと

「きれいな水と森」「やさしさと豊かな心」にあふれた地域社会を形成するという、４つの都市目標実現のための基本理念として策定し、実動して１０年が経過しました。この１０年の成果と課題についてお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　平成２０年３月に策定いたしました、第１次飯塚市文化振興マスタープランの成果と課題についてでございますが、残念ながら第１次におきましては十分な成果を上げることができず、一方課題といたしましては、文化振興審議会等から文化芸術鑑賞の機会の不足、文化活動に携わる人材の固定化、施設の老朽化、情報発信力の脆弱さ、さまざまな分野との連携強化等が指摘されたところでございます。このため、第２次文化振興マスタープラン策定時におきましては、市民を対象としたアンケート調査なども実施いたしまして、課題の細かな洗い出しを行ったところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　１０年の成果と課題として、十分な成果は上げられなかったと。課題としては、５つほど指摘されたわけですよね。昨年３月に出されました第２次文化振興マスタープラン策定の趣旨はどうなっていますか、改めてお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　第２次飯塚市文化振興マスタープラン策定の趣旨といたしましては、本市の文化振興を図る上で、市民が生活の中で文化に親しみ、さまざまな活動を通して、それぞれの価値感を見出し、本市の新しい地域文化を創造していけるよう、加えて子どもたちに誇りを持って残せる優しさと豊かな心にあふれた地域社会を形成するため、古くから伝わる伝統文化を継承し、後世に伝えていく活動を活発に展開できる環境を整えることができるよう、そのための新たな方向性を示すことと目的に策定をいたしたものでございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　文化振興については、地域の実情や市民ニーズを的確に反映するため、アンケート調査を実施し、幅広い意見等を参考にして策定されたということですが、参考となるようなご意見やご提案等はどういったものがあったでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　第２次文化振興マスタープラン策定するに当たりまして、地域の実情や市民ニーズをプランに反映させるため、アンケート調査を実施いたしまして、幅広いご意見をいただいたところでございます。具体的には、若い世代の文化活動への参加呼びかけ、情報発信方法の提案、芸術文化に触れる機会の提供、多様なニーズにあわせた文化活動を行える場の確保、既存施設の有効活用などのご意見、ご提案をいただいております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）

私は飯塚市民にとって精神的な満足感をもたらす文化芸術は、市民の日常生活を含めて重要な役割を果たすと思うわけです。またあわせて、市内の地域文化を掘り起こしたり、検証したり、魅力あふれる個性的な文化芸術を創造するにしても、人材育成が欠かせないと思うわけですが、見解をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

文化振興を図る上で、人材育成は重要な課題の一つとして認識しております。第２次文化振興マスタープランにおきましても、文化を担う人づくりを重要施策の柱の一つとして、子どもの文化芸術の体験と教育の充実、専門家や指導者の発掘や育成と活用、地域文化の担い手育成と活用基本策として、さまざまな施策の展開を図ることとしております。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

より多くの市民の方が、直接文化芸術に触れたり、体験したり、学んだりできるような施設があれば、次の世代の人材育成にも結びつくと私は考えています。実際に今回、私ども会派を含めた５人で、奈良県宇陀市を訪問し、平成の大合併により廃校となった学校跡地を活用したふるさと元気村というすばらしい文化施設を行政視察させていただきました。到着するとともに、大雪に見舞われ施設を出るときには、もう１０センチメートル以上積もったぐらいの山奥でしたが、教室や特別教室等をうまく活用し、地域活動、交流のためのゾーン、創作活動のためのゾーン、研修のためのゾーンで、アーティストや専門家の指導を受け、地域の活性化に向けて取り組んでおられました。豊かな自然や歴史文化が息づく創造的な環境づくりをしていくことは、この飯塚市にとっても必要なことで、特色を出すよい機会ではないかと思います。そこで提案を一つ申し上げたいと思います。現在、飯塚市では小中一貫校が進む中、市民や子どもたちの跡地活用になっている施設が私は存在していると思うわけです。ずばり言わせてもらいます。楽市小学校の有効活用です。耐震工事は済んでいるし、飯塚市の中心的な位置でもある。利活用次第では、幅広い、おもしろい、発想豊かな使い方ができる施設ではないでしょうか。楽市小学校の跡地利活用についてどういったお考えをお持ちでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

文化芸術の場所や機会の提供など、文化芸術活動の環境を整えることは重要な施策の一つと捉えております。質問議員がご紹介されました、奈良県宇陀市のふるさと元気村は、旧小学校跡を活用した施設で一部改修を行いまして、文化芸術活動体験交流施設として、平成１９年に開設をされております。管理、運営は地元住民で組織された小学校跡地活用委員会が指定管理を行い、指定管理者の創意工夫により、さまざまな交流活動か行われております。質問議員のご提案は楽市小学校の跡地利活用についても、ふるさと元気村のような地域住民による利活用ができないかというご提案だと受けとめておりますが、この旧楽市小学校跡地につきましては、一昨年に市民の自主的、主体的な文化芸術を通した交流の場の設置の要望書が提出された経緯もございまして、要望のあった文化芸術施設としての利活用を協議してまいりましたが、旧楽市小学校跡地の建物規模が大きく、要望者からは、自主運営ではなく、行政が実施することを求める提案がなされたところでございます。楽市小学校跡地を含む学校跡地及び跡施設の利活用については、第２次公共施設のあり方に関する基本計画、及び公共施設等のあり方に関する第３次実施計画の内容を踏まえ、市長部局と十分に協議、検討する必要があると考えております。

○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　市長部局と協議、検討する際に、平成２７年５月に文化庁からの報道発表で、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の閣議決定について」という中で、文化芸術振興の意義等というのが書いてあるんです。これを参考にしていただければいいかなと思います。それと、楽市小学校がぜひ今後、文化交流の発信地となれるよう頑張っていただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。
　都市基盤・生活基盤についてお尋ねいたします。主要幹線道路網の整備についてです。主要幹線道路であります一般国道２００号及び２０１号、２１１号の地域の交通状況にあった道路網の整備促進と八木山バイパスの全線４車線化、穂波西、筑穂インターチェンジのフルランプ化を目指して取り組んでおられると思います。まず最初に、今月の５日から７日にかけて全国的に強い寒波の影響で、夜明けとともに大雪に見舞われ、午後から本降りとなり１５センチメートルを超えた積雪は記憶に新しいと思います。ちょうど１週間前、妻を亡くし息子が福岡市から二七日の法要でこちらに向かったのが午前６時半。到着したのが午後１時半過ぎでした。理由は簡単です。積雪によるスリップ事故等があちこちで発生し、八木山バイパスの大渋滞に巻き込まれたからです。そこで質問ですが、２月５日の交通事故の報告は何件ほどあったでしょうか。また、そのときの対応としてどのようなことをされましたか。
○議長（藤浦誠一）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　八木山バイパスにおける２月５日の状況につきましては、北九州国道事務所及び飯塚警察署に照会いたしましたところ、冬用タイヤ、チェーン規制中でしたが、事故報告は上がっていないとのことでした。しかしながら、低速車の走行や事故が発生しないスリップによる停車車の多発によって渋滞は発生したものと考えられます。飯塚庄内田川バイパスでは烏尾トンネル付近で物件事故４件、人身事故１件、自動車試験場入り口交差点で物件事故１件が発生し、そのうち特に大きな事故は、午後４時ごろ烏尾トンネル下り線で西鉄バスを含む６台が絡む多重事故が発生しております。当日の対応といたしまして、道路管理者に確認しましたところ、除雪優先区間として除雪作業や凍結防止剤の散布を適宜実施し、路面凍結の防止に努めていたとのことでございます。その後も、この路線につきましては、除雪作業最優先の区間として考えていたということでございます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　国や県に対して、八木山バイパスの全線４車線化の道路整備を含め、早期完成に向けて必要な財源の確保と要望活動に取り組んでおられることは、これは承知しておりますが、その進捗状況どうなってますか。
○議長（藤浦誠一）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　平成２９年度における要望活動の状況について説明いたします。八木山バイパスを含め国道２０１号については、飯塚市長を会長とする筑豊横断道路建設促進期成会として、７月２１日に国土交通省九州地方整備局及び福岡県に、８月３日及び１０月３１日に財務省、国土交通省並びに地元選出国会議員に対して要望を行っております。また期成会の全国組織であります、道路整備促進期成同盟会全国協議会といたしまして、５月１９日及び１１月８日に財務省、国

土交通省並びに福岡県選出国会議員に対して要望を行っております。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っております。よろしくお願いいたします。２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　この八木山バイパスに関しては、有料から無料になったことで、通行量が増大したことと比例して交通事件件数も激増している実態があります。確かに烏尾トンネルは２カ所となり、４車線化になったことで、昨年１２月の開通以来、田川方面の渋滞は解消されスムーズになったと思います。したがって、八木山を抜けるところのトンネルについても、私はもう１カ所ずつ掘って４車線化にすべきと考えるのですが、いかがでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　質問議員が言われますとおり４車線化のためには、現行の筑穂及び九郎原トンネルに並行して新たなトンネルの整備は必要だと考えます。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　当然、このトンネル開通を含め、莫大な予算を伴うことは必至だと思うわけです。しかし、事故発生のために迂回路がなくて、救急車もスムーズな搬送が難しくなったり、大渋滞の影響で経済的に打撃を被ったりといった現状を見過ごすわけにはいかないと思うわけです。そこで本当は逆行になるかもしれませんが、財政的なことを考えますと、無料であったものを有料化してでも、早急にトンネル掘削やフルランプ化整備に向けて取り組むべきだと思うのですが、市長いかがでしょうか。
○議長（藤浦誠一）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　八木山バイパスの４車線化は本市の発展に必要不可欠なものと認識いたしております。質問議員の言われますことも含め、あらゆる手段を模索、検討し、期成会を構成する他自治体と連帯し一丸となって早期事業化に向けて、期成会活動に取り組んでまいります。
○議長（藤浦誠一）
　２５番　勝田　靖議員。
○２５番（勝田　靖）
　では次に、空き家の実態についてお尋ねします。飯塚市の空き家対策については平成２５年４月に「飯塚市空家等の適正管理に関する条例」が施行され、平成２８年３月に廃止されております。その後飯塚市においては、国の「空家対策等の推進に関する特別措置法」に基づく対応を行ってきたと理解しているんですが、飯塚市の空き家対策についての経緯はどうなっていますか。
○議長（藤浦誠一）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　本市では条例施行前から空き家等に関する住民の方からの相談等に応じております。条例施行にあわせまして、飯塚市老朽危険空家解体撤去補助金を創設し、老朽危険家屋を解体される所有者等に対しまして、解体費用の一部を補助を実施しており、平成２５年から平成３０年１月末までに特定空き家等に認定した老朽危険家屋は７０件ございます。そのうち５０件が補助

金を利用し解体されておりますので、残り２０件となります。本年度中に解体を予定しております家屋が３戸ありますので、本年度中には１７件になる予定でございます。平成２７年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、空き家等に対する取り組みにつきまして条例と特措法が重複することになりましたので条例を廃止したものでございますが、平成２１年度に市内の空き家等を把握するため実態調査を行い、今年度末までに空き家等対策計画を策定する予定でございます。また特措法に基づき、平成２７年度に略式代執行、平成２８年度に行政代執行により各１件の特定空き家等を除却しております。

○議長（藤浦誠一）

２５番　勝田　靖議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了しますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いします。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

空き家対策の根本問題は、やはり空き家の実態はそれぞれ異なるわけですよね。ですから、空き家の実態に応じた協議会のあり方をぜひ今後考え直していくとか、行政として居住可能な空き家に対してどう対応していくか、それを活用していくかといったことを重点的に今後、そういったことを考えて、空き家対策を進めていただきたいということを、今回お願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

本日は、議事の都合により、代表質問をこれにて打ち切り、明３月１日に代表質問をいたしたいと思いますのでご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時５１分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２６名　）

１番	藤浦誠一	１５番	梶原健一
２番	佐藤清和	１６番	吉田健一
３番	瀬戸　光	１７番	福永隆一
４番	兼本芳雄	１８番	城丸秀髙
５番	光根正宣	１９番	松延隆俊
６番	奥山亮一	２０番	上野伸五
７番	川上直喜	２１番	田中博文
９番	明石哲也	２２番	鯉川信二
１０番	秀村長利	２４番	森山元昭
１１番	永末雄大	２５番	勝田　靖
１２番	田中裕二	２６番	道祖　満
１３番	守光博正	２７番	坂平末雄
１４番	江口　徹	２８番	平山　悟

（　欠席議員　　１名　）

２３番　古本俊克

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
議会事務局次長	許斐博史	議事調査係長	太田智広
議事総務係長	岩熊一昌	書記	宮嶋友之
書記	山本恭平	書記	伊藤拓也

◎　説明のため出席した者

市長	片峯誠	都市建設部次長	今井一
副市長	梶原善充		
教育長	西大輔		
企業管理者	石田愼二		
総務部長	安永明人		
行政経営部長	倉智敦		
都市施設整備推進室長	髙木宏之		
市民協働部長	森口幹男		
市民環境部長	中村雅彦		
経済部長	諸藤幸充		
福祉部長	山本雅之		
都市建設部長	鬼丸力雄		
教育部長	久原美保		
企業局長	中村武敏		
公営競技事業所長	山本康平		
福祉部次長	石松美久		